

平成十三年六月十二日

ることとしております。

第二に、特定融資枠契約に係る制度のあり方に
ついては、この法律の施行後二年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

○山口委員長 何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○山口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○山口委員長 この際、お詰りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として金融庁総務企画局長乾文男君、内閣府政策統括官小林勇造君及び文部科学省研究開発局長今村翠君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山口委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。増原義剛君。

○増原委員 自由民主党の増原でございます。初めてこの財務金融委員会で質問に立たせていただきます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

何か参議院の本会議があるようではございまして、通告をいたしました質問の順序を少し変えて、質問いたしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず最初に、平成十三年度の予算に関します前の宮澤大臣の所信表明で、この予算編成、この予算によりまして自律的な景気回復の実現に向けて十分な対応を行っているというふうに述べられておりますが、今もそのお考えに変更はないかどうか、同じかどうかお聞きいたしたいと思います。

○村上副大臣 増原委員の御質問にお答えし

ます。

今のお質問は、宮澤財務大臣の財政演説、それからまた塙川財務大臣も実は同趣旨のことを述べております。平成十三年度の予算においては、平成十一年度以降三年連続高水準の公共事業関係費を確保するとともに、公共事業関係費の予備費三千億を計上しております。こういう公共事業等、それから一番目は、やはり何といつても、今國

度なく行えるように、円滑かつ着実な執行に努めています。いきたいというふうに考えております。

それから二番目は、やはり何といつても、今國

度なく行えるように、円滑かつ着実な執行に努めています。いきたいというふうに考えております。

その皆さんが、バランスシートの調整のおくれやまた将来に不安がありまして、いま一つ本格的な景気の回復がおくれている、そういう面におきまして、常日ごろ申し上げていますように、不良債権の処理と財政の構造改革とそれから経済の構造改革を、一石三鳥ではありませんが、同時に、やはり景気をにらみつつバランスよくやっていくことが必要だと考えております。

そのような、小泉総理が申し上げておりますように、構造改革なくして景気対策なしという点は、その三点を着実に不退転の覚悟でやっていく

ということを考えております。

いすれにしても、そのような円滑なる予算の執行とそういう構造改革とをバランスよく組み合わせて、自律的回復軌道に乗せるように全力を尽くすという考え方でやっています。

○増原委員 どうもありがとうございました。

今申されましたように、景気対策をして、その次に、景気が十分よくなつてから財政構造改革に

入る、あるいは構造調整に入るというのは、私はやはりおかしいんだろうと思っております。構造調整、構造改革なくしてやはり眞の意味の景気の

回復といふのはないと私は思つております。その点では小泉総理と同じような見解を持つております。そういう意味で、構造調整、構造改革と並行しながら、一方で景気に対しても十分な目配

りをしていく必要があるのではないかと思つてお

ります。そういう意味で、構造調整、構造改革と並行しながら、一方で景気に対しても十分な目配

りをしていく必要があるのではないかと思つてお

ります。そういう意味で、構造調整、構造改革と並行しながら、一方で景気に対しても十分な目配

りをしていく必要があるのではないかと思つてお

ります。そういう意味で、構造調整、構造改革と並行しながら、一方で景気に対しても十分な目配

りをしていく必要があるのではないかと思つてお

ります。それとの関連で、時間の都合上ちょっと飛ばしまして、平成十四年度の新発債の発行額を三十兆円以内に抑えることを目標として頑張るというふうに小泉総理は言われておりますが、「財政の中期展望」でございますが、これとの格差はかなり大きいものがあると思います。

一定の仮定のもとの機械的な計算でのところでありますので、必ずしもそれが実際の予算編成とマッチするとは思いませんが、いわゆる公債金を見ましても、五兆円ふえておるわけでございます。三十三兆三千億。これを三十兆円以内に縮めるということになりますと、やはり相当な努力が必要のではなかいかというふうに私は考えております。例えば公債費、これも少し、三・二%の十年債の金利で計算したらとか一一定ございますが、これで一・六兆円。地方交付税等で二兆七千億円、これは大変なものであります。いろいろな理由があるようですが、これはやはり、ここらあたりにつきましても聖域なく全部見ていかないことはとてもできるものではない。一般歳出はわずかに八千億の増でありますので、そういう意味で、地方交付税制度も含め、あるいは防衛、教育、福祉、いろいろな分野を本当の意味で聖域なく見ていただきたいと思います。

そうした中で、歳入を見てみると、税収はほぼ横ばい、これは郵貯の満期が到来する分の影響のようありますけれども、その他の収入もほぼ横ばいでありますので、歳出の増を丸々先ほど申し上げましたような公債金で、五兆円で調達するというふうになつております。

そういう意味で、この中期展望、機械的なものであるにせよ、三十兆円以内におさめるという目標は非常に難しいだろうと思つておりますが、そちらあたりで、歳入歳出においてこれからどのような施策を打つていかれるようとされているのか、お聞きいたしたいと思います。

○村上副大臣 お答えいたします。

増原委員の御指摘のとおりでございまして、非常に大変であります。まず、我々が考えておりま

すのは、三十兆円以下に抑えるということになりますと、三兆三千億以上ということになりますから、橋本内閣のときの財政改革よりも私はます

から、橋本内閣のときの財政改革よりも私はます厳しいと考えております。

まず我々が取り組まなきやならないのは、歳出の徹底した見直しをやるしかない。先ほど来おっしゃっているように、やはりどうしてもポイント

は社会保障、公共事業、地方と国のあり方、この三つだと思います。そういうものの徹底した重点化、効率化に取り組んで、どのように具体的にやつていくかということを、景気に与える影響も加味しながら、どこを削り、どこをやりながらやるか、そしてまた、先ほど来申し上げているように、そ

ういう歳出のフレームワーク、構造をどういう形にしたら将来的に持続的に社会保障が機能していくか、そういうことを全体的に、鳥瞰図的に見ながら、今後しっかりと皆さん方と議論を詰めながら、やつていきたい、そのように考えております。

○増原委員 どうもありがとうございました。

参議院の本会議の方もあるようでございました。

それでは、その次でございますが、いわゆるブライマリーバランスの確保に向けて頑張るという中長期目標があると思うのでござりますが、経済財政諮問会議も含めて、今では内閣府になるのでしょうか、旧経済企画庁のモデルを使って試算をしてそれを出していくといふふうに言われておりますが、中長期的なものもちろんござります

が、当面の目標というのでしようか、スケジュールというのでしようか、経済、財政全体に対する構造的な取り組みについての日程、スケジュールがわかりましたらお話をいただけたらと思いま

す。

前回の宮澤財務大臣に予算委員会でお聞きしま

たところ、あれが二月の段階でしたが、三ヶ月ぐらいすれば大体あらあら出るのではないかというふうな話もあつたやに記憶しておりますのでございま

すが、その辺はいかがでございましょうか。

○小林政府参考人 お答えいたしました。

現在、経済財政諮問会議におかれまして、いわゆる骨太の方針ということで、構造改革の基本方針を審議中でございまして、これがまず六月末に取りまとめる予定で審議を行つておる状況でございます。

御質問の中長期的な経済、財政の姿を明らかにするための作業、これも並行して行つておりますが、この中長期の問題につきましては、次の経済財政諮問会議の大きな作業でございます平成十四年度の予算の基本的な方針というものをことしの十一月ぐらい今までの作業としてやる、その作業にあわせて中期モデルを作成していくいろいろ経済の姿を明らかにしていくということで現在予定をしております。

○増原委員 小林政策統括官のお答えは大体わかりましたが、できるだけ早く国民の前にこれを示すこと、将来に対する不安の払拭ということでございましょうか、懸念の払拭に役立つものと私は考えておりますので、その点御留意いただきたいと思います。そうした中で、今年度の政府の経済見通しであります、名目一・一、実質一・七だったでしようが、そういうふうに見通しを立てられておりました。それが、将来的に何の景気の、経済の自律的な回復という観点からすれば、確かに経済見通しでは民間消費が実質で一・五ですか、そして民間設備投資が三・八、いわゆる寄与度でいいますと民間の寄与度が一・五ということで、このあたりまでいければある程度自律的な回復というふうな懸念ものではないかと思いますが、昨今の経済情勢を見持つておるわけであります。

そうした意味で、今後政府の経済見通しを実現していく上でと申しましょうか、最も懸念される要因はどういうものがあるか、また、それへの対応はどういうことにつきまして御答弁をお願いしたいと思います。

○小林政府参考人 我が国の経済の現況を見ます

弱含んでいるという現況がございます。先行きにつきましても、さまざま懸念材料が出てきております。弱含んでいたアメリカの景気が一体どうなるのか。現在、アメリカも減速を続けておりますが、これがいつごろから立ち上がり始めてくるのか、それが一つやはり大きなリスク要因になつております。

一つは、今回の日本の経済が弱含んできた直接

のきっかけになつたアメリカの景気が一体どうな

るのか。現在、アメリカも減速を続けておりますが、これがいつごろから立ち上がり始めてくるのか、それが一つやはり大きなリスク要因になつております。

方せんとしては適切ではないといいましょうか、

効果が薄いというふうに私は考えております。確

かに下支えをしてきた、そういう効果はあるのだ

ううと思いますが、それがかえつて日本の構造調

整をおくらせたのではないか、こういう懸念を私

は強く持つております。

その意味で、いわゆるマクロ経済対策ではなく

て、ミクロで、ピンポイントで我が国の経済なり

社会のボトルネックになつているところを取り除

いていく、いわゆる外科手術、不良債権もその一

つだらうと思いますが、そういうことが必要なの

そこらあたりを具体的にもう少し出していただきたい

で、経済政策だけではないのでありますけれども、

十分な措置をしていっていただきたいと思いま

す。

私たちとしては、こういう日本経済の脆弱性の

背景には、やはり不良債権を初めとするさまざま

な構造問題があるんだ。そこで、先ほども申しま

したが、現在、緊急経済対策でこの不良債権問題

の処理をするということを決定しておりますけれども、

これは金融庁を初めとして着々と進んでいます

ますが、さらに構造改革問題全般の方針として、

現在、経済財政諮問会議で六月末を目指し基本方

針をつくつていつて構造改革を断行するということ

を考えているわけでございます。

○増原委員 どうもありがとうございました。

ただ、先般もこの委員会で緊急経済対策に関連

する法案を可決したわけでございますが、いわゆる株式市場の環境整備であつたりするわけでありまして、いわゆる即効性があるというのでしよう

か、そういうものでは必ずしもないように思いました。

このコミットメントラインの契約、私は非常に結構なことだと思っております。融資に関してい

ろいろな意味でいろいろなルートができるという

ことは大事なことだと思っておりますが、先般、二年前にこれをやられて、その後今日まで、この

政策によりまして特段の問題は生じていないかど

うかということについてお聞きしたいと思います。

このコミットメントラインの契約、私は非常に

結構なことだと思っております。融資に関してい

ろいろな意味でいろいろなルートができるという

ことは大事なことだと思っておりますが、先般、二年前にこれをやられて、その後今日まで、この

政策によりまして特段の問題は生じていないかど

うかということについてお聞きしたいと思います。

また、これまでバブル崩壊後十年来とつてまいりました各種のマクロ的な経済政策、減税とか公

共事業の追加であるとかあるいは金利の引き下げ、こういったものは、どうも今の日本経済の処

ケースがあり、それに対してもどういう措置を

とつてやつていこうとされているのかにつきまし

て、ちょっとと今の法案自体では必ずしも見えない

だきましたして成立した法律でございます。今回二年

の見直しで枠を拡大しようということで、借り

たかどうかということでございますが、まずもつ

て特段の問題は聞いていないということでござい

ます。

私が巡回でございますけれども、この法律は、

金融機関なら金融機関が貸し出しをすることを約

束する、コミットをする、これは一定期間、そし

て一定金額、そのかわり手数料を取る。その手数

料を、みなし手数料ということで利息制限法並び

に出资法でカウンタントをされると制限金利を超えてしまふかもわからないということで、適用除外

にしようという法律であるわけであります。

私は巡回でございますけれども、この法律は、

金融機関なら金融機関が貸し出しをすることを約

束する、コミットをする、これは一定期間、そし

て一定金額、そのかわり手数料を取る。その手数

料を、みなし手数料ということで利息制限法並び

に出资法でカウンタントをされると制限金利を超

えてしまふかもわからないということで、適用除外

にしようという法律であるわけであります。

私は巡回でございますけれども、この法律は、

金融機関なら金融機関が貸し出しをすることを約

束する、コミットをする、これは一定期間、そし

て一定金額、そのかわり手数料を取る。その手数

料を、みなし手数料ということで利息制限法並び

に出资法でカウンタントをされると制限金利を超

えてしまふかもわからないということで、適用除外

にしようという法律であるわけであります。

私は巡回でございますけれども、この法律は、

金融機関なら金融機関が貸し出しをすることを約

束する、コミットをする、これは一定期間、そし

て一定金額、そのかわり手数料を取る。その手数

料を、みなし手数料ということで利息制限法並び

に出资法でカウンタントをされると制限金利を超

えてしまふかもわからないということで、適用除外

にしようという法律であるわけであります。

私は巡回でございますけれども、この法律は、

金融機関なら金融機関が貸し出しをすることを約

束する、コミットをする、これは一定期間、そし

そこで、貸し手を制限するか、借り手を制限するのか、あるいは両方を制限するのかという議論をさしました。一番慎重だったのは、弁護士会、日弁連でございました。消費者保護ということで、特に資金業等々いろいろと問題が起きておりましたので、これを悪用されるんではないかということでございましたが、これまでのところ、借り手だけを大企業に制限をするということで今日までやってきて、特段の問題は起きていません。

これから拡大をしようということで今回お願ひをしているわけでありますけれども、このときも、貸し手側の交渉力の強さによって借り手が不當に高い手数料などを請求されないかということがやはり一番心配でございまして、それがために、今回、とりあえず資本金を五億円から三億円までに下げよう、あるいは、監査が義務づけられているところ、つまり、資本市場に参加をするようなある程度交渉力を持ったところに限定をしよう、あるいは実質的には大きな企業がやっている例えばSPCであるとか会社型投信であるとか、こういうところにまで広げていって、交渉力のあるところだけにとりあえず拡大をしようじゃないかといふのが今回の改正の趣旨でございます。

したがって、どのような問題が起ころり得るかといえば、やはり同じように、交渉力のない側、つまり、今回三億円までバーを下げるから、その際に入ってくる企業で同じような問題が起きないかどうかということを我々はこれを施行する中でウォッチをしていかなければならぬと思つております。

○増原委員 どうもありがとうございました。

それでは次に、今、多量の国債が発行され、債券市場は金融緩和によって低水準の金利で推移していますが、私は実は今の状況というのは非常に危険な状況にあるのではないかというふうに思つております。特に、これまでのいわゆるバルのときの不良債権の処理が十分に進んでいない、そして、これから二年間かけてやっていこう

こういうわけですが、そうした過程も含めての話になるのでありますけれども、場合によつてはまた公的資金が必要になるのではないかといふ懸念を持つております。

そうした中で、例えば民間の資金需要が回復をし始めた場合、先ほどの小林政策統括官のお話だと、どうも余りその心配もないのかなというふうな国内の情勢でありますけれども、しかし一方で、円に対する信認というものが落ちれば、具体的に言いますと、先行きの円高懸念が大体払拭されてくれば、今のような国内の金利ですと、我が国の多額の資金が短期間で海外に流出をしていくといふことも十分考えておかなくてはいけないんではないかと思つております。そうした場合には、いわゆる国債を中心とする債券市場、これはクラッシュが来るというふうに私は思つておりますが、それについてどのようにお考えになつているかにつきまして、御回答をいただければと思います。

金融担当大臣が出られて、全部出られましたか。○増原委員 今のお尋ねで、一面は私は当たつてそれもあるんですけども、やはりマーケットとしては構造調整を求めてるんじゃないでしょうか。それをきちっとやるスピードがおくれれば、資金が海外に流れる危険性は物すごくあると私は思います。それは日本のマーケットに対する、経済に対する信認が崩れることですから。その点がやはり一番大事なんだろうと思うんです。仮の話なんですが、今長期金利が一・五%前後ですか、でありますか、仮にこれが倍の三%になった場合に、いわゆる主要金融機関、都銀とか生保など、このあたりではどの程度の債券の含み損を抱えることになるでしょうか。

○村田副大臣 金利リスクでござりますけれども、各主要行での定量的な計測、把握を行うとともに、先物やスワップ等を通じたヘッジ取引や残存年限の入れかえ等を行うことにより、適切なリスク管理を行つていると私どもは承知しているわけでございます。

金利が上昇しまして債券価格が下落した場合の主要行に与える影響についての御質問でござります。いわゆる債券クラッシュ。私は、その懸念が近い将来に相当迫つてきている、その懸念は十 分にあるというふうに思つておりますが、金融状況、今申し上げたとおりでございますが、金利上昇のベースやそれに応じた売買の状況等の要因が複雑に関連することから、一概に申し上げることは困難でありますけれども、主要行について、金利が上昇した場合の債券価格下落に伴う残高及び自己資本比率への影響を機械的に試算すると、

こういうわけですが、そうした過程も含めての話になるのでありますけれども、場合によつてはまた公的資金が必要になるのではないかといふ懸念を持つております。

巷間、そうした国債とか債券相場のクラッシュしてきた場合、先ほどの小林政策統括官のお話だと、どうも余りその心配もないのかなというふうな国内の情勢でありますけれども、しかし一方で、巷間、そうした国債とか債券相場のクラッシュで、例えは民間の資金需要が回復をしてきた場合、先ほどの小林政策統括官のお話だと、どうも余りその心配もないのかなというふうな国内の情勢でありますけれども、しかし一方で、円に対する信認というものが落ちれば、具体的に言いますと、先行きの円高懸念が大体払拭されてくれば、今のような国内の金利ですと、我が国の多額の資金が短期間で海外に流出をしていくといふことも十分考えておかなくてはいけないんではないかと思つております。そうした場合には、いわゆる国債を中心とする債券市場、これはクラッシュが来るというふうに私は思つておりますが、それについてどのようにお考えになつているかにつきまして、御回答をいただければと思います。

金融担当大臣が出られて、全部出られましたか。○増原委員 今のお尋ねで、一面は私は当たつてそれもあるんですけども、やはりマーケットとしては構造調整を求めてるんじゃないでしょうか。それをきちっとやるスピードがおくれれば、資金が海外に流れる危険性は物すごくあると私は思います。それは日本のマーケットに対する、経済に対する信認が崩れることですから。その点がやはり一番大事なんだろうと思うんです。仮の話なんですが、今長期金利が一・五%前後ですか、でありますか、仮にこれが倍の三%になった場合に、いわゆる主要金融機関、都銀とか生保など、このあたりではどの程度の債券の含み損を抱えることになるでしょうか。

○村田副大臣 金利リスクでござりますけれども、各主要行での定量的な計測、把握を行うとともに、先物やスワップ等を通じたヘッジ取引や残存年限の入れかえ等を行うことにより、適切なリスク管理を行つていると私どもは承知しているわけでございます。

金利が上昇しまして債券価格が下落した場合の主要行に与える影響についての御質問でござります。このあたりで終えたいと思いますが、いずれにしても、今の日本の経済あるいは財政の状況も非常に厳しい、ナローバスの上を歩いているんだろうと思います。そういう意味で、政府の方も非常に大変だとは思いますが、とにかくもう一度と前回のようになりますにはどうしたらいいか、それ

が起こらないように、日本経済のファンダメンタルズの回復のために、景気回復のために一生懸命経済政策を駆使して、順調な景気回復軌道に乗せていきたい、こういうふうに考えております。

ただし、自己資本比率に対する影響は〇・六%程度の低下にとどまるほか、ヘッジ取引により価格変動リスクを回避できるということを勘案しますれば、金利上昇に伴います債券価格の下落が銀行に与える影響は限定的であると私どもは考えております。

○増原委員 いろいろな試算はあるんだと思いますが、ある試算によれば、十兆円を優に超えるというふうな試算を出されたところもあるようあります。いずれにしましても、日本の金融システムの危機をどのように管理していくかということにもつながつてくるんだろうと思います。

さきの金融国会でいろいろな危機管理施策をつくられましたが、そのときにおける一つの問題として、公的資金は申請主義によって受けけるというのがありました。しかし、私は、今後起きた危機、起きた場合の大きさというものを考えた場合は、それだけではなく十分ではないか、むしろ一定の基準のもとに当局が強制的に公的資金を入れて金融システムの動揺を抑えるというふうな金融システムの危機管理のための施策も今後考えていくべきではないかというふうに思つております。

与えられた時間も大体参つたようでございました。このあたりで終えたいと思いますが、いずれにしても、今の日本の経済あるいは財政の状況も非常に厳しい、ナローバスの上を歩いているんだろうと思います。そういう意味で、政府の方も非常に大変だとは思いますが、とにかくもう一度と前回のようになりますにはどうしたらいいか、それ

めでいいっていただきたいと思います。私どももそれに対しまして全面的なバックアップをしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○山口委員長 松本剛明君。

田川義徳

上林が答へました。和田は續けて、
「どうでござります。この前、質問をさせていただ
いたときは、私が終わつたらみんなが帰れる。きよ
うは、私が終わつたらみんながお昼を食べられる
ということです。委員の皆さんに恨まれないよ
うに、きちつと時間でやらせていただきたいと思
います。

この一括併合の糸網についても全く質問がなく、た
だようであります。二年後に見直しという規定に
基づいて見直しの準備をお進めいただいてここに
到達をしたんではないかといふに思いますが、
が、実際にどんなところをヒアリングされて、ど
んな御希望をお聞きになられて今回の範囲拡大に
至つたのか。逆に申し上げれば、おつしやつていて
ただきにいくのかもしませんが、幾つか御希望
を聞きながらも今回見送った部分もひょっとした
らおありではないかと、いうふうに思うんですが、
そんな点も含めて、今回の改正の経緯、かいつま
んで提出者の方に御説明をいただけたらありがた
い、このように思います。

ます。その一年後の去年の八月ぐらいになりますと、その倍になつて一千二百件ぐらい使われているということになりますから、恐らく今になればもつと使われていると思います。必ずしも融資だけのコミットメントラインではなくて、C.P.のバックアップラインとしてもかなり使われているというふうに認識をしているわけでござります。この見直しに当たつて、今回我々、いろいろな方々にお聞きをいたしました。もちろん銀團連というか、大企業のサイド、それから、今回特債法の関係業者を入れることになりましたが、リース協会等々の関係団体からもお話を聞きました。それから、もちろん銀行、貸し手側、金融機関からもお話を聞きました。さらに、中小企業団体からもお聞きをいたしました。御案内のように、今回資金のバーを五億円から三億円におろすわけではありませんけれども、中小企業の関係団体の中には当然その範囲に入るところがございます。そういうことでお聞きをいたしました。

そういつたところに加えて、消費者のサイドということで、日弁連の御意見もお聞きをいたしました。日弁連は終始非常に慎重でございまして、行為規制等々について非常に御熱心な御意見をちょうだいいたしましたが、総合勘査した上で今回のようなことになつたということをございま

す。

あえて見送ったのはどこかということを申し上げれば、それは中小企業のジャンルだと思います。実は、私どもの自民党の中で議論した際にも、本来こういうものは何のバーも設けずに、中小企業を含めた全部の企業が借りられるように、こういうものを利用できるようにしたらどうだ、そのかわり行為規制みたいなものでびしっとやればいいじゃないか、こういう御意見もありました。ありましたが、やはりこれを実効あらしめるためにいましたが、かなりの体制と、それから、どういう行為規制が要るのかとか、こういうことをやらなければいけないということで、今回はとりあえず、今お願いをいたしております範囲の拡大ということ

で、また二年間様子を見て、その上でさらになに広げていこうということで、特にここの業界に広げてほしいという話で、いや、だめよということになつたところはございませんでした。

○松本(剛)委員 一点確認でありますと、中小企業について、これはアンケートの資料を私もいただいたわけでありますと、希望するというのは一貫強く述べられてゐたように思ひますが、提出者塙崎先生御自身がヒアリングをされた感触としては、皆さんのがんばる感じはどんな感じであつたんでしょうか。あればいいなという感じであつたのか、特に要らないという感じであつたのか、ちょっとお聞かせをいただけたらと思いますが。

○塙崎議員 中小企業庁などでとつたアンケートでは今先生がおつしやつたとおりでござりますが、やはりまだこの仕組みそのものが十分に御理解をいただいていない部分がたくさんございまして、私も地元でいろいろ話を聞いてみますと、確かに、貸すことを約束してくれるような契約は大変結構なことじやないか、こういうことでありますと、当然リスクプレミアムが手数料に反映をされるわけであつて、もしこの融資枠を中小企業の皆さんにお使いになることになると手数料が結構取られるかもわからないというお話をセットでお話し申し上げますと、やはり、それじゃもうちょっと待つかなと。

もちろん、皆さんは金融機関からの融資を受けるので、非常に相当苦労されているわけでありますから、約束をしてくれるというこの融資枠契約そのものは、やはり、手数料で結局実質的な金利負担というもののが大きくなるんだということを考慮すると、やや、まだ、じゃやつてみようかということころまでにはいっていない。よほど金融機関との交渉力があるような成長盛りの中小企業であるならば別かもわかりませんが、一般的にはなかなか、高い手数料を払つてまでこの融資枠契約を受けるというお考えには至つていないというふうにお聞きをいたしました。

○松本(剛)委員 もう一点は、特定目的会社系の幾つかの法人が具体的に記されているわけありますが、特に今回で言えば第七項になるんでしようか、大変込み入った定義をされて、俗に言う広義での特定目的会社についても入れる必要があるという御判断をされたんだろうというふうに思いますが、これは、こういう形をつくるとなれば、法的にも相当な手間がかかる作業を積み上げた上でこういう定義をされたんだろうというふうに思いますが、この辺は相当要望が強かつたという理解でよろしいんでしょうか。

○塙崎議員 正直申し上げまして、今回、見直しに当たつていろいろなヒアリングをする中で、このようなニーズがあるということを私どもも知りました。したがいまして、随分いろいろと調べさせていただきまして、今回このような結果になつたわけであります。

いわゆるSPC法というのは、改正までされて、非常に使い勝手のいいものに、最初のものに比べるとなつたわけありますね。ありますが、やはり流動化計画をつくらなきゃいけないとかいうことがかなり負担になるわけですね。もちろん資金金が、SPCの場合には十万円でいいわけでありますけれども、普通の株式会社であれば一千万円要るということで、コストは若干かかるようになりますけれども、その手間からいくと、非常に簡単に、流動化のために株式会社、有限会社を使うというケースがあるんだということを私ども知りました。

いろいろ業界の方々に聞いてみると、おおむね五千億ぐらいの資産を流動化しているんじゃないだろうかというふうに聞いておりまして、そういうことであるならば、やはり、このようなものを対象にして、いわゆる資金調達の安定性というもののを確保してさしあげるということは、我々としても立法者の責務ではないか、こう思つたわけであります。

では、それをどうやって定義するんだというのでは、大変また厳しいいろいろなテストがあるわけ

であります。この法律案に書いてありますように、流動化を専らの言つてみれば目的とするという、「専ら」というところでこれをちゃんと見れるじゃないかということで、こういうことにしたわけでございます。

結構活用されているようあります。今申し上げましたように、五千億円ぐらいの流動化が行われておつて、ローン債権であるとかあるいは売掛債権であるとかさまざまなものも流動化するためには簡単に使つてある。私募的なものが多いとも聞いておりますけれども、そのようなことでございまして、これを悪用して、そうじゃない会社が割り込んでこないよと、「専ら」という言葉を入れて峻別をしているということでございました。

○松本(剛)委員 御努力、よく聞かせていただきました。

今お話をあつた流動化ということは、今回も大変重視をして恐らくこの項目を取り入れ、また、定義に御苦労がある中でもあえて取り入れられたのも、ニーズにこたえよう、こういうことであるうといふに思います。これから我が国の金融においても、証券化、流動化、ストラクチャードファイナンスというのは大変重要な地位を占めるというふうに私も思つております。後の一ページを開けさ、インターネットから引いてきたスタンダード・アンド・プアーズの格付の開

手元にざらつと表があるんですが、これは皆さんもインターネット等でよくごらんになつてあると思いますが、ずっと拝見をしますと、かなりいろいろな種類が出ております。率直に申し上げをすれば、聞いたこともないような会社もトリプルAがとれている。これも、それぞれ特定目的会社とかそういう形の、今の広義のそういうしたものを利用の形であろうというふうに思うわけですが、ここに、これから先、大変重要なかぎり一つあるんではないかな、このように思いますが、一つあるんではないかな、このように思います。

スタンダード・アンド・プアーズの格付のレターでも、住宅金融公庫債券の格付をするに当たつては国機関であるという要素を勘案しないわけではないというふうには書いてあります。明らかに国より上位の格付がとれている。また、民間の、今おつしやつたような自動車オートローンとか、そういうものの債券についても、トリプルAをとつてている債券がたくさんあるということです。

今、小泉内閣では、まさに民間でできるものは民間でできるだけやるということで、今、もう住宅金融公庫だからトリプルAということではなくて、住宅債権を流動化したからトリプルAがとれているというふうに見てもいいのではないか。とすれば、これから、民間がそういうふうに融資を行つていくときに、こういうストラクチャードファイナンスのマーケットをきちんと整備するということが大変重要な要素を占めてくるのはなかなかろくな、このように考へておられます。

その意味で、一つは金融庁の方に、金融担当大臣の方に、今のこういったマーケット、現状をどうごらんになつていて、またこれから整備をどうされるのか、どのようにお考へになつてあります。

一方において、投資というのは個人の自己責任において行われるものでありますけれども、我々としては、SPC法とか投信法において法制度の基本的な整備を行いまして、ディスクロをより充実するということをやつたわけでありまして、また、昨年、金融商品の販売等に関する法律ができましたのですから、この意味でも顧客に対しても情報公開を徹底するという措置なんかも講じております。今後、機関投資家のマーケットだけではなくて、個人にも幅広く広がつて、個人の投資

二十年、三十年という金利リスクを抱えることを考えれば、超長期固定の住宅ローンなんかは必ず産の証券化、流動化をしていくしかない。

そういう形によって、むしろ住宅ローンの二級を必要とする国民にもプラスになるし、それを引き受ける金融の側も、きちっとマーケットで処理ができるという形になつてくるというふうに思つます。そういう形であります。今、このストラクチャードファイナンスのマーケット、率直に申し上げれば、まだ機関投資家の世界というのが実情ではないかと、いうふうに思います。

まだ機関投資家の世界の方々とお話をさせていただいたり、多くの金融機関の方々とお話をさせていただいたら、そこでは、どういった金融機関投資家の間で議論がふえていく、そして資金の流通が、供給が図られる、そういう市場が整備されていくということは、二十一世紀の金融制度というものを考へたときに大変好ましい現象であるというふうに考へておられます。そういう意味で、SPC法も、使い勝手のいいようにという改訂をした、こうしたことであるかというふうに思います。

ただ、一方において、今個人には広がつていなった、一方において、今個人には広がつていなった金融制度と、個人がそうした投資が開かれることによって、個人がそうした投資に参加しやすくなる環境というのも整備されつあるのではないかというふうに考へております。

特に、住宅ローンというのは二十年、三十年といふのは、先ほど増原先生からも債券相場の問題がありましたが、やはり金融については大変御達見の塩崎先生にもこういったことについてお伺いをいたしたい、このように思いますので、それをお願いをいたしたいと思います。

○村田副大臣 松本委員にお答えいたしますけれども、大臣が今参議院本会議の方で答弁をしておられますので、私がかわりましてお答えをさせていただきます。

○塙崎議員 松本委員の、ストラクチャードファイナンスの重要性の問題、そしてまた個人投資家の広がりの問題でありますけれども、私も非常に重要な問題だと思っております。

先ほど、住宅金融公庫の債権の証券化の話がございましたが、あれは、SPCを使ったものではなくて信託方式ということでやっているわけですが、それが実は去年からやつと始めたということになりますが、我々が、ABSを解禁するようにしてやったわけでもないか、そのために第三者対抗要件の具備であるとかいろいろ制度整備をやってまいりましたけれども、一番最初にできると思えばやはりあります。でも、我々が、AB Sを解禁するようにしようじやないかなど私も言つておりましたけれども、なかなかやらないで、去年やつと始めて、ことしもたしか二千億ぐらいやっているんじやないかと思いますが、大変結構なことだと思います。今まで話がありましたように、ストラクチャードファイナンスというのは、オリジネーターのバランスシートから外してSPC等のバランスシートに載つけるという作業があるわけであつて、そのことが先ほどの格付の違いにあらわれてきているのではないか、こう思うわけであります。

しかしながら、本当に個人投資家にこれから広がっていくためには、今村田副大臣からいろいろお話をございましたけれども、まだまだ整備をしなりやいけないことがたくさんあると思っております。

先ほどいろいろ出ましたが、例えば倒産隔離の制度をもつと整備しないといけないのではないかということでも、例えばこのサービスの格付というのもまだ行われていないような状況でありますから、こういうところで当然、SPCのサービスイングというのをやる主体としてのサービスの向上まだまだ徹底されていない。

それから、サービスは今回も適用範囲の拡大ということで皆様方にお願いをしたわけでありましたが、例えこのサービスの格付というのもまだ行われていないような状況でありますから、こういうところでは、SPCのサービスイングというのをやる主体としてのサービスの向上が非常に必要だ。

それから、今J—REITの話がありましてけ
れども、UP—REITというものを導入すべき
じゃないかということを私は言つておりますが、
これには実は税がついてこないとして制度が成り立た
ない。これが非常にネックになつて、もう二年難
儀をしてゐるわけであります。せひまた協力を
皆様方にもしていただきたいと思ひますけれど
も、こういつた税でのきちつとしたインフラがな
いと、個人もまた入りづらい。

そして、最後に大きな枠組みとして、やはり投
信などの場合でもそうでありますけれども、ディ
スクロージャーを徹底させるというのはだれがさ
せるかといえば、やはりそれは当局の政策でなけ
ればならないと思います。

その際の当局というのはどこなんだ。今、もち
ろん金融厅でありそれから証券取引等監視委員会
であるわけでありますけれども、まとまつて一カ
所できちつと資本市場、直接金融市场を見る場所
というのは、私は個人的にはやはり必要だと思つ
て、いわゆる日本的な、日本版SECみたいなも
のが絶対要るんじゃないかな、こういうふうに思つ
たりしているわけであります。

いずれにしても、一括して、投資家保護あるい
は投資教育等々を含めて強力な体制を組むことに
よつて、間接金融から直接金融というのが、單な
るお題目だけではなくて、個人投資家までの広が
りを持てるようなものにするための最低限必要な
ものではないかと思っております。

○松本(剛)委員 特に塩崎先生とは大変認識を共
通にするところがたくさんあるのではないか、ど
ちらがどちらによつて一緒に手を携えてやるのか
よくわかりませんけれども。

今お話をあつたように、一つは、あえて住宅金
融公庫債券を取り上げさせていただいたのも、こ
れから特殊法人をずっと見直していく中で、特に
政府の融資という形で、政策融資という形で行わ
れているものをどのように民の方へ振つていくか
ということを考えたときに、やはりこういった
ファイナンスのマーケットというのは大変重要な

なつてくる、このようになります。
そして、このマーケットでは、私も認識は全く
一緒でありまして、今おっしゃった税の問題、ディ
スクロージャー、情報開示の問題。これも、投資
家にとつての情報開示という視点からわかりやす
い形というのを、申し上げたいことはたくさんあ
るんですが、時間が限られておりますので。
そして三つ目は、まさに今おっしゃったように、
我が党でも用意をいたしておりますが、きちんと
したルールを守らせる証券取引等の監視委員会と
いったもの、私も必要ではないか、このように思つ
ておりますので、認識が同じであれば、できるだ
け実現に向けて努力をさせていただきたいと思ひ
ます。
そして、今おっしゃった中に、実はこの法案に
かかる大変重要な問題を一つ含んでる、この
ように思います。マーケットの中は自由にして、
ルールをきっちり決めておいてそれを守らせる、
これがまさにこれからマーケットの一一番大事な
ことではないか、このように思うわけであります。
今回の法案も、まさに先ほど提出者の塩崎先生
のお話の中ありました借り手保護という形で、
どのくらい、いわばコミットメントラインととい
う金融商品をだれが受け取るというか使うことがで
きるのかという話でありますて、今回のこの法案
は、まだその意味では、借り手保護のために商品
の範囲を限定するという、ある意味では昔ながら
のやり方を採用しているという部分があるのでは
ないのかな。
行為規制は難しいというお話がありましたが、
これからマーケットを育てていくとすれば、やは
りそれを考えていく必要があるのでないのか
な。今回も、先ほどもお話ししたように、中小企
業も、一割という数字が多いと見るか少ないと見
るかというのは大変難しいところでありますけれ
ども、二一%があるわけでありますし、手数料が
はりいざというときの資金繰り、事実上のバック

アップというのは絶対に必要であります。結局どうしているかといえば、多くの企業は、預金を預けておいてその範囲でいつでも引き出せるようする、企業の側に預金の余裕がなければ社長なり役員の預金を預けておいてその範囲で引き出せるようにするとか、そういうことをしているケースが決して少なくないようと思われるわけであります。

そんなことを考えると、コミットメントラインの範囲を中小企業、借り手と貸し手の強弱ということで限定をしても、結局のところは、むろくなから行為をきちっと規制すべきではないのかな。私たちは、そういう意味で一つのこういった金融のルールを決めるという意味で、今回、地域金融の円滑化に関する法律案というのを今準備いたしております。

要点を申し上げれば、貸し手と借り手の間の手続をきちんとルール化をする、場合によっては貸出基準を公開していくだくとなり、貸し出しを拒否する理由をきちっと書面なりで出していただくというようなことの方向へ誘導するということが一つ。

もう一つは、銀行の場合、今ディスクロージャーは健全性という意味で、銀行そのものの健全性のディスクロージャーは大分進んできているというふうに思いますがけれども、銀行法で言ういわゆる公共性、金融を円滑に預かる、円滑にさせていくシジの法案だというふうに思いますが、いわば今ジャーラーというのをこの法案で行なうことができないだろうかということで、これは私もいわばキャレンジの法案だというふうに思いますが、いわば今まで踏み込まれていないフィールドだというふうに思いますが、これから、さつきお話しさせていただいたように、マーケットということで、中を、マーケット自身は自由に、しかしルールはかちつてということであれば、金融部門においてもこういったルールが必要ではないか、このように思つております。

ら塙崎先生の御感想をお伺いしたい、このように思ひます。

○山口委員長 時間が来ていますので、簡潔に御答弁を。

○村田副大臣 銀行法第一条の公共性、これが二つばかり挙げられておるわけですけれども、その公共性という銀行、金融機関が持つてある使命をどう解釈していくかということあります。

そういう観点からいいますと、私どもは、融資がどう行われるべきかということはあくまで銀行、金融機関の自主的な判断、その基礎には市場原理、市場メカニズムが基礎にある。こういう観点から行うべきである。ディスクロージャーにしても、これは大臣が再三再四にお答えをさせていたが、その責任がある、こういうことであろうか、こういうふうに思つておるわけであります。

民主党の法案をちょっと拝見させていただきま

したが、そういう観点から申しますと、一律に、法律をつくつて融資の内容について報告を求める

とかあるいは監督をするというようなことはなすべきではないかという考え方を御披露させていただきたいと思います。

○塙崎議員 アメリカのCRA法を想定しての日本版のものを考えていらっしゃるのではないかと思ひますが、結論からいって、ルールを守ると

いうことでやることが大事だというお話がありましたが、結局、ディスクロージャーによる銀行に対する言つてみればプレッシャーを活用しながらやろうということだと思います。

そうなると、今村田副大臣からも話がありまし

たけれども、銀行の公共性というものと、それについては、まだまだお互いの取引関係をどこまで

デイスクローズするかということの問題にもなりましようから、今後、公共性を、今まで銀行の公

共性が余り担保されてこなかつたというのは私は賛成をいたしますが、これから、ではそれを全部オーブンにしていくのかどうかということは、少し考えていかなければいけないかなというふうに思つております。

○松本(剛)委員 いろいろな意味でチャレンジと申し上げましたし、申し上げたいことがあるのですが質疑時間も終わっております。ただ、趣旨の意義については御理解をいただけた面もあるので

はないかというふうに思ひますので、ぜひ中身をよく御理解をいただいて、また、できるものはこれからともに変えていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○山口委員長 ありがとうございます。

午前十一時六分休憩

○山口委員長 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時三十一分開議

○吉井委員 日本共産党的吉井英勝でございま

す。

○山口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党的吉井英勝でございま

す。

○山口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時三十一分開議

○吉井委員 日本共産党的吉井英勝でございま

す。

○山口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時三十一分開議

○吉井委員 日本共産党的吉井英勝でございま

す。

○山口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時三十一分開議

は借り手保護の必要はあるんじやないかと思うのですが、これは借り手保護の必要はないというお考えなのかどうか、この点を最初に伺つておきた

いと思うのです。

○塙崎議員 ただいまの御指摘のように、当初、この法律を導入する際には、弱者保護ということでおえず大企業に限定をしたということです。

ございます。

当時、中小企業は資本金一億円未満ということになりましたが、途中で中小企業の定義も変わりました。製造業の場合では、一億から三億までバーが上げられて、三億以下が中小企業、こうなつたわけであります。その間の、いわゆる中堅と

言われているところについては、当初から導入をしようかどうしようかといろいろ考えたわけでありますが、とりえず最初はということで、日弁連の御意見なども踏まえて大企業に限つたわけでありますけれども、その後、この制度そのものに

ついての周知徹底も行われ、なつかつ今までのところ全く問題にはなつていないということを考えてみれば、いわゆる風通しのいい自己責任の世界を中堅のところまで広げてみようじゃないかといふことで、今回ここまで広げることにしたわけであります。

つまり、資本金三億円ぐらい持つてあるところであれば、大分ビッグバンも導入をされ、自己責任原則も徹底されてきている中にあって、広げて

いつても大丈夫ではないんだろうか、こういうこと

でございまして、もともと借り手も貸し手も全

く規制しないで、けさほど申し上げましたように、行為規制だけでいくというのが本当は一番すつき

りした形かもわかりませんが、保護のための執行

そういう中で、我々としては、自己責任の世界を、とりえず一年前は五億円超ということで行

いましたけれども、それを少し下げて、この自己

責任の世界を広げているということで、引き続い

て、今後またどういうことがこれで起きるのかと

いうことを注意深く見ながら、今後二年後に見直すという規定もまた入れておる、こういうことでござります。

そういう中で、我々としては、自己責任の世界

を、とりえず一年前は五億円超ということで行

いましたけれども、それを少し下げて、この自己

責任の世界を広げているということで、引き続い

て、今後またどういうことがこれで起きるのかと

いうことを注意深く見ながら、今後二年後に見直すという規定もまた入れておる、こういうことでござります。

○吉井委員 貸し渋りの横行の中でも、中堅企業もその被害を受けていることを考えれば、中堅企業なら金融機関と対等に交渉できるとは必ずしも言えないというのが実態だとと思うのです。

○吉井委員 コミットメントライン契約は、金融機関が貸し手としての立場の優位性を利用して

ます。

それは、法務省民事局の方が書いた論文の中でも、通常の融資申し込みに対しコミットメントライン契約の締結を強要し、手数料の名のもとに高金利規制を超えた利息を徴収したり、借り手に必要な融資枠を設定させ不適な手数料徴収をするなどのおそれがある、この指摘があります。

だから弱者保護は必要だということで、一昨年、塙崎議員は、二年後の見直しまでに手だてを検討するというお答えだったのですね。

今回の改正では、対象の拡大は行われるのだが、借り手保護の規定は何ら盛り込まれていないといふ点で、やはりこれは昨年の答弁と矛盾していると思うのですが、この点はどうですか。

○塙崎議員 手だてを検討するということで、確かにいろいろと考えてきました。例えば、商品ファンドを規制緩和で限度額を下げていくときにも、書類でどういうことを書かなければいけないのか

あります。ですが、今回のこのコミットメントライン契約については、格別横断的に有効な行為規制と書類でどういうことを書かなければいけないのか

いうものがいままだ実効あるものとして上がつてきていますが、今回のこのコミットメントライン契約については、格別横断的に有効な行為規制と書類でどういうことを書かなければいけないのか

といふ点で、やはりこれが昨年の答弁と矛盾しているということです。

○塙崎議員 手だてを検討するということで、借り手保護の規定は何ら盛り込まれていないといふ点で、やはりこれは昨年の答弁と矛盾している

ことです。だから弱者保護は必要だということで、一昨年、塙崎議員は、二年後の見直しまでに手だてを検討するというお答えだったのですね。

今回の改正では、対象の拡大は行われるのだが、借り手保護の規定は何ら盛り込まれていないといふ点で、やはりこれは昨年の答弁と矛盾している

ことです。だから弱者保護は必要だということで、一昨年、塙崎議員は、二年後の見直しまでに手だてを検討するというお答えだったのですね。

構成比では、大企業が「プラス」一ポイント、これに対しても中堅企業はマイナス五ポイントで、中小企業はマイナス三・三ポイントと、やはりかなり厳しいんですね。ですから、借り手保護の手だてをとらずに対象だけ拡大する、これは問題だということをやはり言っておかなければいけないと思うのです。

二二一

ですね。ことし一ヶ月期で、東大阪市はマイナス六〇・〇ポイント。東大阪市の商工会議所の調査などによりますと、有名なガレージ工場という名で貸し工場とうのは集中しているわけですが、その貸し工場の集中している高井田、新家、柏田といった地域で、貸し工場から出ていく最大の理由は何ですか?といふのに対して、やはり廃業、倒産ということになつてゐるんですね。

にも対象を拡大するということを念頭に置いてのものなのかどうか。中小企業への拡大を目指すといふことについては、私は随分問題があると思うのですが、この点はどうお考えなのか、伺つておきたいと思います。

いうのは、この二年間の実施の間に何が起きるかを見ながら考へるということでございまして、今回の議論をしたときに、両方ありました、けさほど申し上げましたように、全部行為規制だけで、あと全部規制をなくせという意見もあれば、日弁連のように、引き続き貸し手を制限するべきではないのか、あるいは行為規制も一緒に導入すべきぢやないのか、いろいろありました。

したがって、今回かなり広がりますから、これでどのようなことが起きるのかということを注意深く見ながら、行政にもちろんと見ていただきながら、我々も次なる見直しに向けて考えをまとめていきたい、こんなふうに思つております。

○吉井委員 法務省の方の指摘なども踏まえて、私は、中小企業へ広げるということについてではやめるべきだというふうに考えます。

次に、柳澤大臣にも伺っておきたいと思うので

すが、東の大田区、西の東大阪市というのは、基盤的技術の一大集積地として、日本の物づくりにとつて重要な位置を占めると中小企業白書でも記載をしております。ところが、国金総合研究所の全国小企業動向調査結果というのを見ますと、今そこが、全国の業況判断D-1よりもずっと悪いん

なきやいけないのに、それが詰まつてしまつて流

なきやいけないのに、それが詰まつてしまつて流れるべきところが全然違う。商工ファンドだ、日本だといったところに流れてしまつて。これは本当に大変な問題だと思うんです。

なきやいけないので、それが詰まつてしまつて流れるべきところが全然違う。商工ファンドだ、日栄だといったところに流れてしまつて。これは本当に大変な問題だと思つんです。

けさもありました銀行法第一条の公共性という点からもそうですし、銀行には銀行の倫理憲章というのがありますし、この倫理憲章の立場に立つて、同時に、まだ日本では法律としてありませんが、アメリカの地域再投資法のような観点に立つて、やはり地域産業や地域経済に社会的役割を果たしてもらうようにする。銀行にはやはりそうし

なきやいけないのに、それが詰まつてしまつて流れ
るべきところが全然違う。商工ファンドだ、日
榮だといったところに流れてしまつて。これは本
当に大変な問題だと思うんです。

けさもありました銀行法第一条の公共性という
点からもそうですし、銀行には銀行の倫理憲章と
いうのがありますし、この倫理憲章の立場に立つ
て、同時に、まだ日本では法律としてありません
が、アメリカの地域再投資法のような観点に立つ
て、やはり地域産業や地域経済に社会的役割を果
たしてもらうようにする。銀行にはやはりそうし
た社会的役割を果たさせるようにする。そういう
ことが、金融担当をしていらっしゃる大臣として
もやはり本当に力を入れて頑張つてもう必要が

なきやいけないのに、それが詰まつてしまつて流れるべきところが全然違う。商工アンドだ、日榮だといったところに流れてしまつて。これは本当に大変な問題だと思つんです。

けさもありました銀行法第一条の公共性という点からもそうですし、銀行には銀行の倫理憲章というのがありますし、この倫理憲章の立場に立つて、同時に、まだ日本では法律としてありませんが、アメリカの地域再投資法のような観点に立つて、やはり地域産業や地域経済に社会的役割を果たしてもらうようにする。銀行にはやはりそうした社会的役割を果たさせるようにする。そういうことが、金融担当をしていらっしゃる大臣としてもやはり本当に力を入れて頑張つてもらう必要があると思うんですが、この点についての柳澤大臣のお考えというものを聞いておきたいと思いま

なきやいけないのに、それが詰まつてしまつて流れるべきところが全然違う。商工ファンドだ、日榮だといったところに流れてしまつて。これは本当に大変な問題だと思うんです。

けさもありました銀行法第一条の公共性という点からもそうですし、銀行には銀行の倫理憲章といふのがありますし、この倫理憲章の立場に立つて、同時に、まだ日本では法律としてありませんが、アメリカの地域再投資法のような観点に立つて、やはり地域産業や地域経済に社会的役割を果たしてもらうようにする。銀行にはやはりそういう社会的役割を果たさせるようにする。そういうことが、金融担当をしていらっしゃる大臣としてもやはり本当に力を入れて頑張つてもらう必要があると思うんですが、この点についての柳澤大臣のお考えというものを聞いておきたいと思います。

○柳澤國務大臣 先生御自身、先ほどの塩崎提出者に対する御質問の発言の中でおっしゃられたと

なきやいけないのに、それが詰まつてしまつて流れ
るべきところが全然違う。商工ファンドだ、日
榮だといったところに流れてしまつて。これは本
当に大変な問題だと思うんです。

けさもありました銀行法第一条の公共性という
点からもそうですし、銀行には銀行の倫理憲章と
いうのがありますし、この倫理憲章の立場に立つ
て、同時に、まだ日本では法律としてありません
が、アメリカの地域再投資法のような觀点に立つ
て、やはり地域産業や地域経済に社会的役割を果
たしてもらうようになります。銀行にはやはりそうし
た社会的役割を果たさせるようにする。そういう
ことが、金融担当をしていらっしゃる大臣として
もやはり本当に力を入れて頑張つてもらう必要が
あると思うんですが、この点についての柳澤大臣
のお考えというものを聞いておきたいと思います。
・柳澤国務大臣 先生御自身、先ほどの塩崎提出
者に対する御質問の発言の中でおっしゃられたと
おり、中小企業に対する融資態度とというものは、
いつときには比べてかなり改善を見えているというこ
とは事実としてござります。

なきやいけないのに、それが詰まつてしまつて流れ
るべきところが全然違う。商工ファンドだ、日
榮だといったところに流れてしまつて。これは本
当に大変な問題だと思つんです。

けさもありました銀行法第一条の公共性という
点からもそうですし、銀行には銀行の倫理憲章と
いうのがありますし、この倫理憲章の立場に立つ
て、同時に、まだ日本では法律としてありません
が、アメリカの地域再投資法のような觀点に立つ
て、やはり地域産業や地域経済に社会的役割を果
たしてもらうようにする。銀行にはやはりそうし
た社会的役割を果たさせるようにする。そういう
ことが、金融担当をしていらっしゃる大臣として
もやはり本当に力を入れて頑張つてもらう必要が
あると思うんですが、この点についての柳澤大臣
のお考えというものを聞いておきたいと思いま
す。

○柳澤国務大臣 先生御自身、先ほどの塩崎提出
者に対する御質問の発言の中でおっしゃられたと
おり、中小企業に対する融資態度といふものは、
いつときにはかなり改善を見えてるといふこと
とは事実としてござります。

そういう中でも、今お触れになられた商工ファ
ンドのようないわゆる貸金業の方々が、いろいろ
ござ非常に融資の需要にこころえるという面がある

なきやいけないのに、それが詰まつてしまつて流れるべきところが全然違う。商工ファンドだ、日本だといったところに流れてしまつて。これは本当に大変な問題だと思うんです。

けさもありました銀行法第一条の公共性という点からもそうですし、銀行には銀行の倫理憲章というのがありますし、この倫理憲章の立場に立つて、同時に、まだ日本では法律としてありませんが、アメリカの地域再投資法のような観点に立て、やはり地域産業や地域経済に社会的役割を果たしてもらうようとする。銀行にはやはりそうした社会的役割を果たさせるようになります。そういうことが、金融担当をしていらっしゃる大臣としてもやはり本当に力を入れて頑張つてもらう必要があると思うんですが、この点についての柳澤大臣のお考えというものを聞いておきたいと思います。

○柳澤国務大臣 先生御自身、先ほどの塙崎提出者に対する御質問の発言の中でおっしゃられたとおり、中小企業に対する融資態度というものは、いつときには比べてかなり改善を見えているということは事実としてございます。

そういう中でも、今お触れになられた商工ファンドのようないわゆる貸金業の方々が、いろいろまだ非常に融資の需要にこたえるという面があるのは私も耳にしているところでございます。そういう方々にはそういう方々の需要があつて活動さ

なきやいけないのに、それが詰まつてしまつて流れるべきところが全然違う。商工ファンドだ、日本だといったところに流れてしまつて。これは本当に大変な問題だと思うんです。

なきやいけないので、それが詰まつてしまつて流れるべきところが全然違う。商工ファンドだ、日本だといったところに流れてしまつて。これは本当に大変な問題だと思うんです。

けさもありました銀行法第一条の公共性という点からもそうですし、銀行には銀行の倫理憲章というのがありますし、この倫理憲章の立場に立つて、同時に、まだ日本では法律としてありませんが、アメリカの地域再投資法のような観点に立て、やはり地域産業や地域経済に社会的役割を果たしてもらうようになります。銀行にはやはりそうした社会的役割を果たさせるようにする。そういうことが、金融担当をしていらっしゃる大臣としてもやはり本当に力を入れて頑張つてもらう必要があると思うんですが、この点についての柳澤大臣のお考えというものを聞いておきたいと思います。

○柳澤国務大臣 先生御自身、先ほどの塩崎提出者に対する御質問の発言の中でおつしやられたとおり、中小企業に対する融資態度というものは、いつときに比べてかなり改善を見ているということは事実としてござります。

そういう中でも、今お触れになられた商工ファンドのようないわゆる貸金業の方々が、いろいろまだ非常に融資の需要にこたえるという面があるのは私も耳にしているところでございます。そういう方々にはそういう方々の需要があつて活動されている。これは全面的に否定ということにはならないと思うんですけれども、中小企業者、特に技能、技術というようなことで社会的に大いに意義のあることを今後とも期待されるような方々がそういうような貸金業の方々の商売の相手になつて非常に不都合ではないか、こういうことでござ

なきやいけないのに、それが詰まつてしまつて流れるべきところが全然違う。商工ファンドだ、日本だといったところに流れてしまつて。これは本当に大変な問題だと思うんです。

けさもありました銀行法第一条の公共性という点からもそうですし、銀行には銀行の倫理憲章というのがありますし、この倫理憲章の立場に立つて、同時に、まだ日本では法律としてありませんが、アメリカの地域再投資法のような観点に立て、やはり地域産業や地域経済に社会的役割を果たしてもらうようになります。銀行にはやはりそうした社会的役割を果たさせるようにする。そういうことが、金融担当をしていらっしゃる大臣としてもやはり本当に力を入れて頑張つてもらう必要があると思うんですが、この点についての柳澤大臣のお考えというものを聞いておきたいと思います。

○柳澤國務大臣 先生御自身、先ほどの塩崎提出者に対する御質問の発言の中でおっしゃられたとおり、中小企業に対する融資態度というものは、いつときには比べてかなり改善を見えているといふことは事実としてござります。

そういう中でも、今お触れになられた商工ファンドのようないわゆる貸金業の方々が、いろいろまだ非常に融資の需要にこたえるという面があるのは私も耳にしているところでございます。そういう方々にはそういう方々の需要があつて活動されている。これは全面的に否定ということにはならないと思うんですけれども、中小企業者、特に技能、技術というようなことで社会的に大いに意義のあることを今後とも期待されるような方々がそういうような貸金業の方々の商売の相手になつて非常に不都合ではないか、こういうことでござります。

このごろは、先生の方が既に現場でよく御存じかもしませんけれども、大手銀行の中にも、自

なきやいけないのに、それが詰まつてしまつて流れれるべきところが全然違う。商工ファンドだ、日榮だといったところに流れてしまつて。これは本当に大変な問題だと思うんです。

けさもありました銀行法第一条の公共性という点からもそうですし、銀行には銀行の倫理憲章というのがありますし、この倫理憲章の立場に立て、同時に、まだ日本では法律としてありませんが、アメリカの地域再投資法のような観点に立つて、やはり地域産業や地域経済に社会的役割を果たしてもらうようにする。銀行にはやはりそうした社会的役割を果たさせるようにする。そういうことが、金融担当をしていらっしゃる大臣としてもやはり本当に力を入れて頑張つてもらう必要があると思うんですが、この点についての柳澤大臣のお考えというものを聞いておきたいと思います。

○柳澤國務大臣 先生御自身、先ほどの塙崎提出者に対する御質問の発言の中でおっしゃられたとおり、中小企業に対する融資態度というものは、いつときには比べてかなり改善を見えているということは事実としてございます。

そういう中でも、今お触れになられた商工ファンドのようないわゆる貸金業の方々が、いろいろまだ非常に融資の需要にこたえるという面があるのは私も耳にしているところでございます。そういう方々にはそういう方々の需要があつて活動されている。これは全面的に否定ということにはならないと思うんですけれども、中小企業者、特に、技能・技術というようなことで社会的に大いに意義のあることを今後とも期待される方々がそういうような貸金業の方々の商売の相手になつて非常に不都合ではないか、こういうことでござります。

このごろは、先生の方が既に現場でよく御存じかもしませんけれども、大手銀行の中にも、自分たち自身の利ざやというものを確保するため、そういう貸金業の方々と、超優良な、例えば

なきやいけないのに、それが詰まつてしまつて流れれるべきところが全然違う。商工ファンドだ、日本だといったところに流れてしまつて。これは本当に大変な問題だと思うんです。

けさもありました銀行法第一条の公共性という点からもそうですし、銀行には銀行の倫理憲章というのがありますし、この倫理憲章の立場に立つて、同時に、まだ日本では法律としてありませんが、アメリカの地域再投資法のような観点に立て、やはり地域産業や地域経済に社会的役割を果たしてもらうようになります。銀行にはやはりそしたら社会的役割を果たさせるようにする。そういうことが、金融担当をしていらっしゃる大臣としてはやはり本当に力を入れて頑張つてもらう必要があると思うんですが、この点についての柳澤大臣のお考えというものを聞いておきたいと思います。

○柳澤国務大臣 先生御自身、先ほどの塩崎提出者に対する御質問の発言の中でおっしゃられたとおり、中小企業に対する融資態度というものは、いつときにも比べてかなり改善を見ているということは事実としてございます。

そういう中でも、今お触れになられた商工ファンドのようないわゆる貸金業の方々が、いろいろまだ非常に融資の需要にこたえるという面があるのは私も耳にしているところでございます。そういう方々にはそういう方々の需要があつて活動されている。これは全面的に否定ということはないらないと思うんですけれども、中小企業者、特に、技能、技術というようなことで社会的に大いに意義のあることを今後とも期待されるような方々がそういうような貸金業の方々の商売の相手になつて非常に不都合ではないか、こういうことでござります。

このごろは、先生の方が既に現場でよく御存じかもしれませんけれども、大手銀行の中にも、自分たち自身の利さやといったものを確保するためには、そういう貸金業の方々と、超優良な、例えばプライムレートで貸し出しができるような、そ

いう中小企業の皆さんとの間にいわゆるスモールビジネスというか、そういううスモールビジネス向けのローンというようなものを考えて、自分たちもいいし、また、相手の中小企業の皆さんも、貸し金業よりもはるかに有利な金利条件でもつて貸しき付けを受けるというようなことを大いにやつていきたい、そこに力を入れていきたい、そういうようなことも私もども聞いておるわけでございまして、私は、なかなかマーケットマニニズムといふのはうまく動くなということを、その限りでは、私もそうした現象をむしろ積極的に評価しているわけでございます。

いずれにせよ、今先生がおっしゃられたような特別な、今後とも社会に残すべき技能、技術を持っている中小企業の皆さん、この経済の状況、そこには私は構造的要因と循環的要因があろうかと思うんですが、循環的要因のために店を疊まなきやならぬようなことはいろいろな形で回避していくかなきやならぬことだ、私どもはこのように考えております。

いずれにせよ、中小企業の皆さんに対しても、例えば貸金業者の方々については貸金業法その他の法令の遵守が大事ですし、これに反するようなことがあれば厳正に対処するということで、そういうことを通じて、私ども、しっかりとした方向と申しましょか、その人たちがいたずらに社会的な存在を終えてしまうようなことを避けていく、このように考えております。

○吉井委員 商工ローンなどの問題について、あるいは銀行の融資態度の問題について個別具体的な事例も挙げておきましたので、きょうはもう時間の関係においておきますけれども、やはりきちんとした対応をやつていただきたいというふうに思っています。

いう中小企業の皆さんとの間にいわゆるスモールビジネスというか、そういうスモールビジネスにおけるローンというようなものを考えて、自分たちもいし、また、相手の中小企業の皆さんも、貸金業よりもはるかに有利な金利条件でもつて貸しあげを受けるというようなことを大いにやつていきたい、そこに力を入れていきたい、そういうようなことも私も聞く限りでございまして、私は、なかなかマーケットメカニズムといふのはうまく動くなどいうようなことで、その限りでは、私もそうした現象をむしろ積極的に評価しているわけでございます。

いずれにせよ、今先生がおっしゃられたような特別な、今後とも社会に残すべき技能、技術を持つている中小企業の皆さん、この経済の状況、そこには私は構造的要因と循環的要因があろうかと思うんですが、循環的要因のために店を畳まないきやならぬようなことはいろいろな形で回避していかなきやならぬことだ、私どもはこのように考えております。

いずれにせよ、中小企業の皆さんに対する方針としては、例えば貸金業の方々については貸金業法その他の法令の遵守が大事ですし、これに反するようなことがあれば厳正に対処するということで、そういうことを通じて、私ども、しっかりとした方向と申しましようか、その人たちがいたずらに社会的な存在を終えてしまうようなことを避けていきたい、このように考えております。

○吉井委員 商工ローンなどの問題について、あるいは銀行の融資態度の問題について個別具体的な事例も挙げておきましたので、きょうはもう暫くの間係でおいておきますけれども、やはりきちんととした対応をやつていただきたいというふうに思っています。

次に、国際熱核融合炉、ITERに名をかりた大型公共事業と言われている問題が今出てきております。それと財政の問題。これは非常に大事な課題ですので伺っておきたいと思うんですが、六

いう中小企業の皆さんとの間にいわゆるスモールビジネスというか、そういうようなものを考えて、自分たちのローンというようなのを考え、自分たちもいいし、また、相手の中小企業の皆さんも、貸金業よりもはるかに有利な金利条件でもつて貸しきたい、そこに力を入れていきたい、そういうようなことも私も聞いておるわけでございまして、私は、なかなかマーケットメカニズムといふのはうまく動くなというふうなことで、その限りでは、私もそうした現象をむしろ積極的に評価しているわけでございます。

いずれにせよ、今先生がおっしゃられたような特別な、今後とも社会に残すべき技能、技術を持っている中小企業の皆さん、この経済の状況、そこには私は構造的要因と循環的要因があろうかと思うんですが、循環的要因のために店を畳まなきやならぬようなことはいろいろな形で回避していくかなきやならぬことだ、私どもはこのように考えております。

いずれにせよ、中小企業の皆さんに対するは、例えば貸金業者の方々については貸金業法その他の法令の遵守が大事ですし、これに反するようなことがあれば厳正に対処するということで、そういうことを通じて、私ども、しっかりとした方向と申しましようか、その人たちがいたずらに社会的な存在を終えてしまうようなことを避けていきたい、このようと考えております。

○吉井委員 商工ローンなどの問題について、あるいは銀行の融資態度の問題について個別具体的な事例も挙げておきましたので、きょうはもう時間の関係においておきますけれども、やはりきちんととした対応をやつていただきたいというふうに思っています。

次に、国際熱核融合炉、ITERに名をかりた大型公共事業と言われている問題が今出ております。それと財政の問題。これは非常に大事な課題ですので伺っておきたいと思うんですが、六月五日に原子力委員会は、ITERの日本誘致と

いうITER計画懇談会の報告書を尊重して推進していくことが妥当と結論づけました。

これまで科学技術上の大型プロジェクトについては、広い分野の専門家の意見を必ずしも十分反映させてこなかつたという問題とか、批判の声など無視して突っ走って失敗したということが随分あります。

一例を原子力船「むつ」について見ますと、まず、当初予定した総所要資金額約六十億円で「むつ」はできるということで始めたのですが、最終事業費は千二百五十四億円。二十倍になつたといふふうに思うのですが、まず、この数字は間違いますね。最初に確認しておきます。

○今村政府参考人 お答え申し上げます。

開発が終了し、解役を行われました時点までの総事業費、当初六十億円ということ、それから、開発費一千二百五十五億円といふことで、そのとおりでござります。

○吉井委員 「むつ」の場合、二十倍になつたわけですよね。

次に、高速増殖炉「もんじゅ」の開発までの高速増殖炉開発全体について見て、いきますと、「もんじゅ」の当初計画では事業費が三千三百二十億円で始まつたんですが、「もんじゅ」だけで今年度まで七千七百六十一億円要しておつて、これは二・三倍ぐらいになりますか、使つていてるわけですが、実際には「もんじゅ」だけじゃなくて、「もんじゅ」と「常陽」と高速増殖炉研究開発費、他のMOX燃料をつくるとかその辺はちょっとおいておいて、この三つだけを合わせても一兆四千九億円の総事業費になつています。

ブルトニウム循環方式の原発開発のために、一九五六年度以来、動燃事業団、今の核燃サイクル開発機構の総事業費は五兆七百二十三億円に上つてゐると思うんですが、この動燃事業団の総事業費、これも最初に確認しておきたいんですが、これいいですね。

○今村政府参考人 今先生のお話になりました

一九五六年以降の総事業費といたしましては、五

兆八百七十四億円でございます。先生がお話しに

なりました数字の方は、五兆七百二十三億円といふことでございますが、これは動燃事業団が発足いたしました一九六七年以來の数字でございますと五兆八百七十四億円といふことでございます。

なお、このうち、政府支出金の総額が三兆六千九百四十四億円、産業界からの出資が六千七百三十億円、自己収入が七千九十九億円となつております。

以上でございます。

○吉井委員 いずれにしろ、五六年度以来ですと五兆八百七十四億円使つてきた。五兆円を超える物すごい金を使つているんですね。

「もんじゅ」を中心に直接の高速増殖炉開発に投じたのが一兆四千億円を超えるわけですが、もちろんこれは、再処理工場でブルトニウムを抽出し、さらにMOX燃料をつくるとか、そこらはちょっと別にしての話なんですか、それだけ事業費を使って、それで「もんじゅ」は事故で停止しておりますが、高速増殖炉の実用化といふのは三十年以上先の話ということに今なつてきて、なかなか見通しが立たないという実情にあります。

この動燃事業団、核燃サイクル開発機構の総事業費五兆八百七十四億円といふのは、例えば再生可能エネルギーの研究開発費の年間予算、これは一日も早く開発を開いたしまして、発電プラン全審入りの運びになつたわけでございますが、まずは、先般、地元福井県等の御了解を得まして安

どくにしての話なんですか、それだけ事業費を使つて、それで「もんじゅ」は事故で停止しておりますが、高速増殖炉の実用化といふのは三十年以上先の話といふことに今なつてきて、なかなか見通しが立たないという実情にあります。

この動燃事業団、核燃サイクル開発機構の総事業費五兆八百七十四億円といふのは、例えば再生可能エネルギーの研究開発費の年間予算、これは一日も早く開発を開いたしまして、発電プラン全審入りの運びになつたわけでございますが、まずは、先般、地元福井県等の御了解を得まして安

どくにしての話なんですか、それだけ事業費を使つて、それで「もんじゅ」は事故で停止しておりますが、高速増殖炉の実用化といふのは三十年以上先の話といふことに今なつてきて、なかなか見通しが立たないという実情にあります。

この動燃事業団、核燃サイクル開発機構の総事業費五兆八百七十四億円といふのは、例えば再生可能エネルギーの研究開発費の年間予算、これは一日も早く開発を開いたしまして、発電プラン全審入りの運びになつたわけでございますが、まずは、先般、地元福井県等の御了解を得まして安

どくにしての話なんですか、それだけ事業費を使つて、それで「もんじゅ」は事故で停止しておりますが、高速増殖炉の実用化といふのは三十年以上先の話といふことに今なつてきて、なかなか見通しが立たないという実情にあります。

○吉井委員 一九五六年以来ですから四十五年

やつてきて、それで、今もお話をあつたように、柔軟かつ着実に進めるというお話をあつても、「もんじゅ」が商業炉につながるという見通しは今さつぱり立つてないのが実態だということを

立つてないというのが今の実情です。

世界的にはブルトニウム循環路線からの撤退の時代にあります、原型炉「もんじゅ」をやつて、それをさ

らにどういう商業炉につないでいくのかとか、今は見通しはないわけです。ないままに、とにかく高

速増殖炉「もんじゅ」の再開だけをやろうとしているわけです。

そこで伺つておきたいんですけれども、「もんじゅ」をやつて、それが近く商業炉につながつて

いくという何か見通しを持つていらつしやるんですけど。この見通しを伺つておきたいと思うんです。

○今村政府参考人 お答え申し上げます。

高速増殖炉の実用化の件につきましては、昨年取りまとめられました原子力开发利用の長期計画におきまして、「実用化に向けた研究開発の過程で得られる種々の成果等を十分に評価した上で、具体的な計画の決定が行われることが適切であり、実用化への開発計画については実用化時期を含め柔軟かつ着実に検討を進めいく。」というふうにされております。

具体的に申しますと、「もんじゅ」につきましては、先般、地元福井県等の御了解を得まして安

どくにしての話なんですか、それだけ事業費を使つて、それで「もんじゅ」は事故で停止しておりますが、高速増殖炉の実用化といふのは三十年以上先の話といふことに今なつてきて、なかなか見通しが立たないという実情にあります。

この動燃事業団、核燃サイクル開発機構の総事業費五兆八百七十四億円といふのは、例えば再生可能エネルギーの研究開発費の年間予算、これは一日も早く開発を開いたしまして、発電プラン全審入りの運びになつたわけでございますが、まずは、先般、地元福井県等の御了解を得まして安

どくにしての話なんですか、それだけ事業費を使つて、それで「もんじゅ」は事故で停止しておりますが、高速増殖炉の実用化といふのは三十年以上先の話といふことに今なつてきて、なかなか見通しが立たないという実情にあります。

この動燃事業団、核燃サイクル開発機構の総事業費五兆八百七十四億円といふのは、例えば再生可能エネルギーの研究開発費の年間予算、これは一日も早く開発を開いたしまして、発電プラン全審入りの運びになつたわけでございますが、まずは、先般、地元福井県等の御了解を得まして安

どくにしての話なんですか、それだけ事業費を使つて、それで「もんじゅ」は事故で停止しておりますが、高速増殖炉の実用化といふのは三十年以上先の話といふことに今なつてきて、なかなか見通しが立たないという実情にあります。

○吉井委員 一九五六年以来ですから四十五年

やつてきて、それで、今もお話をあつたように、柔軟かつ着実に進めるというお話をあつても、「もんじゅ」が商業炉につながるという見通しは今さつぱり立つてないのが実態だということを

立つてないというのが今の実情です。

そういう中で、今度、ITERという話ですが、

国際熱核融合炉、ITERのプラズマ主半径と建

設費というのを、当初計画は一兆円と言われておつて、それを半分にした。コンパクトITERと言つてはいるものの、二月の予算委員会でのお話では、八・一メートルのプラズマ主半径で大体一兆円を六・二メートルで五千億円というお話でした。

今村局長はそういうふうに答弁されておつたのですが、先日、私、これを質問するというのでデーテを持ってきてもらおうと、コンパクトITERで四千四百五十六億円だというわけです。だから、財政危機の状況下なので四千四百五十六億円と低成本のたき売りみたいに金額がどんどん縮んでいくということ自体が非常におかしい話だと思いますよ。

当初、四極で始まつたんです。今、三極で費用負担をするといつても、ロシアの方には財政負担の期待はまず困難です。仮に、二月の予算委員会答弁の、ITER懇談会で説明している数字と言つていた、日本の負担は、ITER五千億円として、建設費、付随するインフラでホスト国が負担すべきもの、合わせて約四千億円という見込みについても、これは事業を始めたらどうなるのか。

原子力船「むつ」の場合は二十倍に膨らんだのです。「もんじゅ」を含む高速増殖炉開発だけでも、当初の「もんじゅ」の予定額からいふと五倍に膨らんでいるんですね。それで、原子力船「むつ」並みに二十倍とまではいかなくとも、四千億円と言つておられるお話が、高速増殖炉開発並みで五倍になると二兆円という話に変わつてくるんですね。

だから、日本誘致をするという場合に、負担が四千億円から膨らまない、何かそういう確約したものがあるのかどうか、それを次に伺つておきたいと思います。

○今村政府参考人 御説明申し上げます。

我が国は、ITERにつきましては、まだこれを説致するかどうかということを決定しておりません。したがいまして、国際的に我が国の負担が幾らになるかということを確約したというよう

ことはないわけでございます。ITER計画に参加する場合の各極の負担につきましては、今後行われる政府間の関係局間の協議において確定される、このように考えております。

なお、ITER建設のための必要経費というところでございますが、ITERの設計をベースにいたしまして非公式に協議した結果に基づきまして仮の試算をいたしましたところ、ITERを誘致する場合の負担としては、これは建設十年、残り二十年が実験ということでございますが、建設段階で十年間約四千億円、実験段階は毎年約百五十億円というふうに見積もられているところでございます。

○吉井委員 国際的な約束はないにしても、とりあえず四千億の負担を日本はするんだということを言つてはるわけですよ。しかし、これは本当にどうなるかわからない。見通しをきちつと立てず、簡単にITER誘致、ITER誘致という話がありますが、それをやつたときに、本当に「むづ」並み、あるいは高速増殖炉開発並みにいつたときに、これは一度走り出したらどうなるかわからない、そういう財政問題についての余りにも無責任な議論になつちやいかぬというふうに私は思つたのです。

六・二メートルのコンパクトITERを主半径八・一メーターのITERに安上がりにしても、実はそれをやると当初の実験目標が達成できなくて、次の原型炉につながるものにはなつていかない。もしなつていかなつたら、これは意味がないわけです。また、ITERの次

原型炉さらには実証炉へつながっていくものでないと、核融合が五十年先とかあるいは百年先とかいろいろ言つても意味がないわけです。ですから、ITERも次の原型炉も、プラズマ温度が一億度、高命中性子線にさらされても材料劣化の起らぬ増殖ブランケットとか、炉材料の開発が完了して炉材料のめどが立たないとITERも実験炉の建設も無理というのが実情なのですよ。増殖ブランケットの開発は直ちには無理だ

から、ITERからそれを外して安上がりというだけでは意味がないわけですね。一億度、高速中性子線照射を十年、二十年行って、大丈夫だと実証された炉材料は今あるのかということが問題なのでですが、これは一言で結構ですから、ありますか。

○今村政府参考人 お答えいたします。

ITERの共同設計チームの考え方によりますと、ITERの目的、すなわちプラズマ燃焼の工学的実証を行う装置という目的に照らせば、現在提案されておりますオーステナイト鋼ステンレスが十分これに耐え得るという判断でございます。

ただ、先生御指摘のとおり、将来核融合から実際にエネルギーを取り出す装置をつくるというこになりますと、そこにおける中性子の量も多くなりますし、やはり炉壁の耐熱性あるいは低放射化材料ということが必要になります。ITERで使われる予定のステンレス鋼では、それ以降のエネルギーを取り出す装置については難しいので

はないかという意見が多いということをございます。

したがつて、ITERをやればいいというだけではなくて、やはりそれと並行して、地道な炉材料の開発も並行的に必要ではないか、このような状況であろうかと思つております。

○吉井委員 このITERの問題については、アメリカのDOEやら議会の判断とか議論というのでは、私はなかなか傾聴に値する大事なものがあるというふうに思つておられます。

一つは、一兆円という当初の建設費の問題がありますし、それから、ITERというのは、システムが多くて、構造が複雑で、将来の動力炉として信頼できるものにならない、そういう見通しを持つている問題、それから三つ目に、実験炉として点火、燃焼をするというプラズマ物理学者の予言に果たして保証があるのかという議論とか、やはり専門の皆さんからの角度、財政の面からの角

度とか、いろいろな角度からよく議論しているの

ですね。

さつき小型化というお話をありましたが、実は、小型化するということになると出力当たりの建設単価が高くなるのですよ。これは実用化からますます遠ざかるという問題になるのですね。点火、燃焼の実現できる確率も小型化すると小さくなってしまう。出力が高くなると今度は炉材料が耐えられなくなる、炉の寿命が短くなるという問題などがある。

だから、簡単に見通しなく多額の財政を投入するよりも、例えばITER懇の飯吉厚夫先生、中部大学の学長さんは、低誘導放射化材料の開発計画などをきちつとやっていくべきだ、こういう炉

材料など基礎研究と材料の開発研究、安全技術の開発とか、あるいはトリチウムその他の問題の解決とか、この基礎をきちんと積み上げて

やつていくべきだという考え方が随分多くて、実は二月にシンポジウムがあつて私も議論を聞いておりますが、しかし、それ以外にも、学者、専門

家中でも多くの批判や反対やさまざま声があります。ITERの日本誘致は賛成なのだが慎重

にやるべきだとか、あるいは急くべきじゃないと結論を急ぐなどいう声とか、ITERは反対

なんだが核融合の研究は賛成だという方とか、さ

まざまな方がいらっしゃるのですね。専門家の間

で今そういうふうにさまざま意見がある中で、日本誘致ということを簡単に、原子力委員会はそ

の方向を確認しているようですが、簡単に走るべきじゃないと私は思うのです。

○塙川国務大臣 吉井さんのおつしやるのはもう

ともだと思いますね。こういう大型科学のプロジェクトの問題について、財政の面からも、大臣、やはり相当よくきちんとした検討といふものを尽くすことが大事だと私は思うのですが、この点を塙川大臣に伺つておきたいと思います。

そこで、財務大臣になぜこういう話を持ったかといいますと、私、先日苦小牧でシ

まざまな方向を確認しているのですが、簡単に走るべきじゃないと私は思うのです。

そこで、財務大臣になぜこういう話を持ったかといいますと、私が質問したときに、町おこし的な感じがする

いう答弁がありました。実際、その発想がちょっとおかしいのですね。池内了先生、名古屋大学の宇宙物理学者ですが、この池内教授は、科学技術に名をかりた大型公共事業の愚は犯してはならないという指摘をしておられます。

そこで財務大臣、やはりこの国会で専門家や関係者の多くの発言を聞く公聴会を持つとか、財政問題とか、それから将来の原型炉につながる発展の可能性だと、炉材料などの技術開発の展望とか、商業炉となる上で必要な採算性の見通しだとか、それから国内の基礎研究をどう発展させるとか、トリチウムの安全対策を含む安全技術の開発やら周辺技術の研究開発との調和のとれた発展、そのための研究費の投入をどうするかとか、やはり相当突っ込んだ深い検討を行つた上で、国会での議論を踏まえて、日本誘致をするのか、あるいはやめるのか、国際的に建設を先へ延ばすようになるのかとか、そういう判断というものをやはり進めていくべきであつて、原子力委員会などの形式手続だけで進めるべきじゃない。

こういう点では、原子力船「むつ」の失敗の二の舞を演じないよう、こういう大型科学のプロジェクトの問題について、財政の面からも、大臣、やはり相当よくきちんとした検討といふものを尽くすことが大事だと私は思うのですが、この点を塙川大臣に伺つておきたいと思います。

財政面以前の問題として、安全性など技術の問題、あるいは原子力政策のみならずエネルギー政策全般にかかつ十分に議論していただいて、国民的議論が行われるべき問題であると認識しております。

また、財政面から申し上げれば、ITERについては、国内誘致を行う場合はもとより、誘致を

行わざプロジェクトに参加する場合であつても、長期にわたり膨大な財政資金が投入され、他の分野の圧迫要因となることから、厳しい財政事情のもとで、必要性、緊急性また後年度負担等について十分検討を行つた上で、国民的な議論を経て慎重に対処すべき問題であると考えております。

○吉井委員 原子力船「むつ」にしても、高速増殖炉開発にしても、この計画そのものを国会で審議して決めるのではなくて、国会外で決めて、関係する単年度の予算だけ総予算の一部として審議するというやり方で進めてきて、財政破綻もそこから生まれてきたり、実験の行き詰まりを来したりとかしてきました。

だから、財務大臣も公共事業の見直しということを言っておられます、ITERのような大型計画とかあるいは長期エネルギー需給見通しのようなエネルギーの長期計画などは、やはり国会できちんと審議する、大臣がおっしゃったようにいろいろな場で審議が必要だと私は思うのですが、やはり国会できちんと審議して決定する、そのことが財政面から見ても大事だと思うのです。この点だけ最後に一度大臣に向つて、質問を終わるようになります。

○山口委員長 時間の都合がありますので、一言で。

○塙川国務大臣 おっしゃるとおり、国会においてのみならず、先ほど申しましたように、総合科学技術会議等において十分な議論をした上、国会でも審議していただくようになります。

○吉井委員 時間が参りましたので、質問を終ります。

○山口委員長 阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。まず、きょうのコミットメント法案に関しましては基本的に賛成の立場をとりますので、いただきました質疑の時間は、先回の積み残しについての質問とさせていただきます。

きょう、本来の午前中の質問時間が午後に変更

になりました、柳澤金融大臣も御出席とのことでありますので、特に、柳澤金融大臣に中心的にお答えをお願い申し上げます。

先回の同じ財務金融委員会の折に、私は、いわゆる自動車の自賠責問題、これは、今まででは国が自賠責の六割のお金再保険として担保し、自賠責の保険会社が四割を運用するという形でございましたが、規制緩和の流れの中で、保険会社が全体を自主運用なさる、そういう事態に相なりました。その中で、私は、特にこれが交通事故等、命にかかる行政ですので、完全に規制緩和している部分と、むしろ、統括官庁になりました金融厅からの適切な指導についても必要ではないかと思う観点から御質問をいたします。

まず、皆様のお手元にお配りいたしました資料の一枚目に組織図のようないわゆる子供を失った親の悲しみのフォローも含められたのがござりますので、この組織図には金融審議会の組織構成が書いてございます。「金融審議会の部会構成」となっております中に、一応、大きく分けて四部会ございます。

先回、柳澤金融大臣にもお伺いいたしましたが、金融審議会自身の大もの部分は、約二十名を定員とする専門委員ないしは学識経験者で成るといふことで、私は今回、この金融審議会の中に自動車損害賠償責任保険制度部会というものが従来ございますけれども、より自賠責についての責任的役割を果たすことから、ここに、いわゆる被害者の御家族、あるいは自動車における自賠責問題について、被害者としての立場から見解を述べてきただけであります。

○吉井委員 時間が参りましたので、質問を終ります。

○山口委員長 阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。まず、きょうのコミットメント法案に関しませんで恐縮でしたが、統いて二枚の資料がございます。その二枚の資料には、これは国土交通省において設けられておりました自動車損害賠償責任保険審議会の委員名簿と、そしてもう一枚は金融審議会の自動車損害賠償責任保険部会の名簿がございます。

ごらんになつておわかりのように、金融審議会

の方の自動車損害賠償部会は四名、それから国土

交通省の方では、特別委員四名を含めまして、ごらんになるような方が委員に入つておられて、この中で肩書を見ていただきますと、委員の一番手にある井手さんという方は全国交通事故遺族の会の会長。実は、お嬢様を交通事故で亡くされた耳鼻科のお医者様で、その後ずっと被害者救済、いわゆる子供を失った親の悲しみのフォローも含めてなさつてきた方でございます。

そして、中ほどよりやや下にございます「木先生は、ここでは姫路獨協大学教授となつておられます、神戸大学でしたかに御在籍の折に、自賠責の額の東西の格差ということを問題にされまして、既に国会でもこの件は問題提起され、東西格差の是正に向かわれましたように、この自賠責問題では当事者であり、かつ専門家であるという立場でございます。

私は、先回の御質問で柳澤金融大臣に、ぜひともこうした方々を金融審議会内の自動車損害賠償責任の部会にもお入れいただきようにお尋ねを申し上げましたが、そのときのお返事では、定員等々あるのでというお答えをいただきました。

そこで、大変恐縮で、おまけに質問通告の部分もこうした御質問をいたしました。

私は、先回の御質問で柳澤金融大臣に、ぜひとも死亡者数こそ確かに一万を割り込みましたが、負傷者数、毎年百十五万という値は、これは我が国にとつても大きな損失でもございますし、当事者になられた方は、障害を抱えてその後も療養されるわけです。

そしてさらにもう一点、実は、警視庁関連の統計では九千人という数値が出てまいりますが、厚生省でとります統計、これは交通事故を直接原因として死亡なさいます方の数、警視庁では二十四時間で統計いたしますけれども、厚生省にあつては交通事故によつて死亡なさつた方という数値を挙げますと、四千人ふえてまいります。死亡者数も九千プラス四千、一万三千人が交通事故で亡くなつてしまります。負傷者数は二千七百万とも言われております。

このように膨大な数の死傷者がおります自動車障害の問題については、まさに先生がおっしゃつたように、現代社会の大変大きな問題であるという認識を持っております。

自動車事故は、自動車が歩行者あるいはその他外部にいる人を傷つけるということと同時に、自動車が事故を起こして自分自身、その自動車運転者その他が亡くなってしまう。いろいろ、走る棺

おかげだとかそういうことが言われておつたことも記憶しておりますが、昨今、非常に大きな官民挙げての努力の結果、一万人を割り込みまして、大体九千人くらいで推移しているというふうに記憶しています。

他方、死者は減っているのだけれども、障害者、障害という形で被災をする人はなかなか減らないという状況にあって、ちょっと数はあれども、これは何十倍という感じだったかと思ひます。

一方、死亡者は減っているのだけれども、障害者、障害という形で被災をする人はなかなか減らぬ官民挙げての努力の結果、一万人を割り込みまして、大体九千人くらいで推移しているというふうに記憶しています。

○阿部委員 さすが柳澤大臣でございます。きちんと御理解でございます。

一応、負傷者数は百十五万と言われております。死亡者数こそ確かに一万を割り込みましたが、負傷者数、毎年百十五万という値は、これは我が国にとつても大きな損失でもございますし、当事者になられた方は、障害を抱えてその後も療養されるわけです。

そしてさらにもう一点、実は、警視庁関連の統計では九千人という数値が出てまいりますが、厚生省でとります統計、これは交通事故を直接原因として死亡なさいます方の数、警視庁では二十四時間で統計いたしますけれども、厚生省にあつては交通事故によつて死亡なさつた方という数値を挙げますと、四千人ふえてまいります。死亡者数も九千プラス四千、一万三千人が交通事故で亡くなつてしまります。負傷者数は二千七百万とも言われております。

このように膨大な数の死傷者がおります自動車問題ですから、私はぜひとも、まずこの金融審議会の自賠責保険部門に、これは柳澤大臣の御英断で、そして専門性もお持ちのお二人ですから、二木先生並びに井手涉さん、非常によい活動もされてこられましたし、国土交通省関連の審議会ではいい御発言も多々賜りましたので、再度柳澤金融大臣に、この審議会の中の部会の、例えば専門委

(委員長退席、佐藤(剛)委員長代理着席)

○柳澤国務大臣 自動車事故による死」それから障害の問題については、まさに先生がおっしゃつたように、現代社会の大変大きな問題であるという認識を持つております。

自動車事故は、自動車が歩行者あるいはその他外部にいる人を傷つけるということと同時に、自動車が事故を起こして自分自身、その自動車運転者その他が亡くなってしまう。いろいろ、走る棺

員としてでも、あるいはその時々の特別委員会とし
てでもお加えいたくような向きに御検討をお
願いいたしたく、御答弁を賜りたいと思います。
○村田副大臣 六月五日の当委員会で、委員から、
この問題については熱心に質問を続けますという
ことでございまして、早速きよよまた熱心に質問
をちょうだいしているわけでございます。
先ほど、審議会でござりますけれども、制度に
かかわる問題は金融審議会の中の自賠責の制度部
会というのができまして、そこは四人がいるとい
うことですね。それから、国土庁とさつきおつしや
いましたが、こっちの方は法律施行型の審議会と
して残されておりまして、私ども、国土庁と同
じように所管をさせていただくということであり
ます。
特に政府への再保険制度がなくなつて、これは
規制緩和の観点からでございますが、そのときに
私も党の担当の一人としておりましたのでござい
ますが、一番みんなが頭を悩ましたことは、先生
今御心配のような、制度のあり方が変わることに
よつて被害者救済というものがいささかも影響を
受けることがあつてはならないということでござ
いまして、私ども、繰り返し繰り返し被害者の
代表の方にもおいでいただきまして、御意見を
賜つたわけでございます。
そういう中で、重度後遺障害の方々の療養問
題についても、これは、規制緩和の中で、あい
うのはやめたらどうかという意見もあつたわけで
ありますけれども、これは今後も維持するという
ことも決したわけでございますし、それから死
亡の方と同じくらいの費用がかかるということで
ありますから、その点についても、補償も厚み
を増すというような措置も講じさせてもらつたわ
けであります。
それで、何よりも制度部会の方、この方には入つ
ておりませんけれども、法律施行型の自賠責の方
で引き続き、民間の損害保険の協会が預かります
積み立てられた剩余金の使途、これを検討するよ
うに、こうした審議会も活用して意見を反映させ

る、こういうような仕組みになつてているようですが、さいまして、あわせて、その点は、できるだけ被害者の方々の御意見が反映されるような仕組みになつているんだということを、御理解を賜りたいというふうに思います。

なお、先ほど、残された法律施行型の審議会の方は共管と申しましたけれども、これは金融庁の

けがをされてその後ずっと後遺症に苦しむ方も同じように苦しい現状でございますから、その方たちの御意見も、先ほどの二木先生と井手さんはともに御遺族でございますから、現在闘病中の方々の御家族の御意見も反映されるような仕組みでござりますから、現在闘病中の

救済の紛争処理には約九億でございますが、最後手段のところは、全部合わせましても一億といつていいお金。

害者にかかる部分が非常に手薄であると言わざるを得ないと思います。例えば、公募による助成金

対象者のところに交通事故医療助成の額は一千八百万でございます。二十二億のうち一千八百萬といふのは一%ちょっとというふうに理解いたたきたいと考えております。その

特に政府への再保険制度がなくなつて、これは規制緩和の觀点からでございますが、そのときに私も당의担当の一人としておりましたのでございまが、一番みんなが頭を悩ましたことは、先生今御心配のような、制度のあり方が変わることによって被害者救済というものがいささかも影響を受けることがあつてはならないということをございまして、私どもも、繰り返し繰り返し被害者の代表の方にもおいでいただきまして、御意見を賜つたわけでござります。

そういう中で、重度後遺障害の方々の療養問題についても、これは、規制緩和の中でああい

○乾政府参考人　自賠責審議会の方でござります
ね、法施行型の審議会の方。これは、従来はまさ
に自賠責審議会ということで、企画と法施行と両
方やつていていたわけでございますけれども、その当
時から、これは金融庁の審議会でございまして、
そういう意味で、金融庁の両方の機能を備えた審
議会当時から、先ほどお名前をお挙げになりまし
た井手さんとそれから二木先生も入っていていた
だきまして、私ども、両委員を初め、各委員の活
発な御意見のもとに昨年六月の答申がまとめられ
たものというふうに承知しているわけでございま
す。

に、例えば被害者救済とか等々に活用するといふことが金融庁令で出ておりますが、その内訳について、これまでのものの実態でございます。そして、ちなみに、今回政府による再保険がなくなりますと、これまでの運用益の百三十億の約一・五倍、百五十億から二百億がこのトータルな収入に入り、それの三〇%がここに使われる金額になつてまいります。

これを上から下までずっと見てまいりますと、今おっしゃいました直接の被害者救済にかかる部分は、二段目の被害者救済対策と三段目の医療費支払い適正化及び後遺症の認定対策等々になつてまいります。

ために、例えば今後のこの自動車の自賠責による運用収益の支出について、関連者からのお考への大枠をまずお教えください。

○村田副大臣 先ほど申し上げましたように、自賠責保険の民間の運用益の各年度の具体的な使途につきましては、日本損害保険協会がその諮問機関であります運用益使途選定委員会、この議を経まして決定していただくことですが、これからは決算プロセスの透明性を高める、そういう観点から、今年度分より自賠責制度に関する審議会での議論を加えたい、こういうふうに考えております。

うのはやめたらどうかという意見もあったわけでありますけれども、これは今後も維持するということも決したわけでございますし、それから、死亡の方と同じくらいの費用がかかるということでありますから、その点についても、補償も厚みを増すというような措置も講じさせてもらつたわけであります。

さらに、一月一日から、先ほど来答弁がございましたように、企画型の金融審議会の自賠責制度部会とそれから法施行型の自賠責審議会というのに分かれたわけでござりますけれども、その新しい法施行型の自賠責審議会、金融庁の審議会におきまして、引き続き井手委員と二木委員を委員に御就任いただいたて、これからまた、先ほど来先生御

てまいりたいと思います。上段にござりますものは、救急医療の充実あるいは救急医療の搬送にかかるわざと、自動車の、いわゆる物に対してもこれは支出でございますが、二段目、三段目。

そして二段目は、「らんになつていただければわかりますように、紛争処理センターに回つておられますので、これも遡回りには被害者救済ではございません」とあります。

今委員御指摘のように、公募型の、公募枠の拡充を検討すべきではないかという御意見でございましたけれども、それについても、委員の御指摘も踏んまえまして、関係者と協議してできる限り前向きに対処できたらなどと考えておるところでございます。

それで、何よりも制度部会の方、この方には入つておりませんけれども、法律施行型の自賠審の方

指摘のような観点からの御意見、御議論も賜りたいと思っております。

ざいますが、直に被害者救済に回るものではございません。

○阿部委員 しつこい質問の成果を得まして、大変うれしくうございます。ぜひとも実際の被害者改名二、寺二郎吉、ごく事務二種つして一生尊崇

うした方々に援助の手を差し伸べている方にもまた、こういう公募枠に乗れるような枠の拡充をお願い申し上げます。

おき紹いて、ついせんたてで、これも厚生労
委員会で成立いたしましたいわゆる確定拠出年金
についてのお問い合わせいたします。

この間、金融庁は大変な人気でございまして、
この自賠責問題でも、それから確定拠出年金にお
きましても、これから金融行政、特にそれを監督す
なさる金融庁の役割は大きく国民の期待するところ
ろと思いますが、そもそも、この確定拠出年金の
の法案作成並びに審議過程におきまして、金融庁は
側といいたしましてどのような認識と問題点、ある
いは、このようく運営されるべきである等々の、
この法案の成立過程におきましての御討議、ある
いは問題意識について、まずお問い合わせ申し上げま
す。

○乾政府参考人 この確定拠出年金に関しましては、先生御案内のように、米国に四〇一kといふ制度がございまして、これを、米国の場合には、会社とそれから従業員も出すことができるわけでござりますけれども、そうして拠出したものが、積極的な運用ということを通じまして労働者の年金あるいは福祉の向上ということにつながつておりますし、またそうした運用先が、いわゆる直接金融の市場に大量の資金が流入するということをもちまして、米国の直接金融といつもの活発化したということの動きを、従来からは政府といつましまして認識しているところでございます。

そうしたことから、我が国にもこうした確定拠出年金というタイプの企業年金を導入すべきじやないかという議論が広くございまして、与党の検討会の中でも委員会を設けて議論が行われてまいりました。

確定拠出年金につきましては、従来の企業年金と違いまして、ボーナビリティーとかいろいろなメリットもあるということでございまして、これの推進ということがぜひとも必要な政策課題といふことでされてきたわけでございます。もちろん

省が中心になつて検討されてきたわけでござりますけれども、実際にこの資金の運用に当たりますものは運営管理機関、それから、資金の機関というものは金融機関といふことになるわけでござりますから、金融厅といつしましても、こうした議論に参画をしてまいりたわけでございます。

成立いたしました法案の中におきましても、金融厅は、この確定拠出年金の運営管理機関に対する検査及び監督に関して厚生労働省と共管とされているところでございまして、こうした立場から、今後、この金融機関の経営の健全性、あるいは加入者の保護という観点から、厚生労働省と緊密に連携して、制度の適切な運用に努めてまいりたいというふうに考へているところでござります。

○阿部委員 概略の御答弁、ありがとうございます。

ざいます。が、
阿部委員 私が厚生労働委員会で問題にいたしました点は二点ございまして、いわゆる確定拠出型年金は手数料、ハンドリングコストが高くて、これは運用の途中で組みかえたりしなければいけませんし、確定なものを受け取る者にお渡しするためには、一番ベストな運用をするために、通常の公的年金よりも差しかえ、組みかえ等々もございまして、欧米等の例では、どうしてもハンドリングコストが高くつくというふうに報告を受けておりました。この点の御認識。
そして、私は、質問通告におきまして、イギリスでのステークホルダー年金において、ハンドリングチャージを積立金の一%以下に規制するような措置もとられておるということを例に挙げて、日本ではどのようにお考えかという点を一点、お告げいたしましたのと、さらに、それに関連いたしましては、私、金融は全く素人ですからわかりま

○阿部委員 厚生労働省に伺いましたときには、ハンドリングコストも〇・六%くらいになるではあるが、予測根拠については余りない、明確ではないという御答弁でもございました。そして、逆に厚生労働省の方は、金融庁ともよくよく相談をしながら、簡単に申しませばそのような御答弁でもありましたので、一度ある程度やつてみたところでの中間総括的なものをやつていただきまして、手数料等について、どのような傾向を持つものか、傾向と対策ということで金融庁としても積極的な闘争をお願いできれば幸いでございます。
引き続き、もう一点、私は問題があると思いま
すが、いわゆる加入者保護ということで、これま
での厚生労働省が持つております年金関連の、例

○阿部委員 私が厚生労働委員会で問題にいたしました点は二点ございまして、いわゆる確定拠出型年金は手数料、ハンドリングコストが高くつく、これは運用の途中で組みかえたりしなければなりませんし、確定なものを受け取る権者にお渡しするためには一番ベストな運用をするために、通常の公的年金よりも差しかえ、組みかえ等々もございまして、欧米等の例では、どうしてもハンドリングコストが高くなるというふうに報告を受けておりります。この点の御認識。

そして、私は、質問通告におきまして、イギリスでのステークホルダー年金において、ハンドリングチャージを積立金の一%以下に規制するような措置もとられておるということを例に挙げて、日本ではどのようにお考えかという点を一点、通じたしましたのと、さらに、それに関連いたしましては、私、金融は全く素人ですからわかりませんでけれども、この手数料体系が、残高比例的な手数料よりも一口座当たりの固定手数料が高くなるこというふうに分析されている方もおあります。

このあたりについて、金融庁としてのこれまでの御検討、諸外国の例と引き比べましての、一応やはり危険性についてもあるものと思わなければいけませんから、その辺の御認識についてお伺い申します。

○乾政府参考人 先生御案内のように、実は、今御質問になりました事務費負担等年金支給に係る部分につきましては、これは、先ほど共管と申しましたけれども、金融庁はその部分は管轄しておりますが、その部分は厚生労働省の所管事項でござりますので、私どもからお答えをするのは差し控えさせていただきたいと思うわけでござりますけれども、既に厚生労働委員会におきましては、厚生省の方は、そうした問題につきましては、外國の制度と比べまして、この運営管理機関等が融資のようなことを行わないとか、あるいは、運営管理機関について競争を促進することによって、

○阿部委員 厚生労働省伺いましたときには、ハンドリングコストも〇・六%くらいになるではあろうが、予測根拠については余りない、明確ではないという御答弁でもございました。そして、逆に厚生労働省の方は、金融庁ともよくよく相談をしながら、簡単に申しませばそのような御答弁でもありましたので、一度ある程度やつてみたところでの中間総括的なものをやつていただきまして、手数料等について、どのような傾向を持つものか、傾向と対策ということで金融庁としても積極的な闘争をお願いできれば幸いでございます。

引き続き、もう一点、私は問題があると思いますが、いわゆる加入者保護ということで、これまでの厚生労働省が持つております年金関連の、例えば公的年金で問題が生じた場合には、社会保険事務所等々、受給権の保護のために一人一人の個人が相談するような窓口もございますが、果たして、この金融商品としての四〇一kという形になりますと、実は企業が加入するといつても、受給者は個人、いわゆる退職金に相当するようなものが年金で払われるわけですが、やはり途中で金融特に株価等々の変動もあり、いろいろな不安定要素が生じたときに、一人一人の受給権者はどのよう相談窓口を設けられるのかということを伺いました。これも厚生労働省としては余り明確な御答弁ではなくて、私の方から要請して、金融という問題に知識をお持ちの方も加わって、これから受給者への相談ということを充実させていただきたくたいというふうにお願い申し上げましたが、この件について御認識のほどをお教えください。

○乾政府参考人 実は、確定拠出年金に限りまして、消費者の方との間でトラブルが起きたときにどうするかということは、これは金融行政の中での大きな課題として從来から取り組んできま

平成十三年六月十三日

一六

○山口委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山口委員長 次回は、来る二十六日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会するごとにし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十一分散会

特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案

特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律

特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十一号）第二条に規定する株式会社」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十一号）第二条に規定する株式会社（昭和四十九年法律第二十二号）第二条に規定する株式会社（前号に掲げる者を除く。）

二 証券取引法（昭和二十三年法律第十五号）第二百九十三条の二第一項の規定による監査証明を受けなければならない株式会社で、同法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者であるもの（前二号に掲げる者を除く。）

四 特定債権等に係る事業の規制に関する法律

（平成四年法律第七十七号）第二条第五項に規定する特定債権等譲受業者（前二号に掲げる者を除く。）

五 資産の流動化に関する法律（平成十一年法律第一百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社を含む。）

六 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二十項に規定する登録投資法人

七 一連の行為として、次のイからヘまでに掲げる資金調達の方法（株式会社にあってはホーリングによる）により得られる金銭をもつて、それぞれに掲げるもの、有限会社にあってはイ及び二に掲げるものを除く。）により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて、それぞれ当該イからヘまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社又は有限会社（第一号から第四号までに掲げる者を除く。）

八 資金の借入れ その債務の履行

九 有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第六号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第六号に

九号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

十 有価証券法（昭和十三年法律第七十四号）第十二条第一項に規定する出資の受入れ利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

十一 商法（明治三十一年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の受入れ 利益の分配又は出資の価額若しくは残額の返還

附 則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特定融資枠契約に関する法律の規定は、この法律の施行後に締結される特定融資枠契約について適用する。

（罰則に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

3 特定融資枠契約に係る制度の在り方については、この法律の施行後二年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

企業の資金調達の機動性の増大を図るため、特定融資枠契約において意思表示により借主となる法人の範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第八号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項の規定により同号に掲げる有価証券又は同条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第八号に掲げる有価証券とみなされる権利を含む。）の発行 その債務の履行